



強くて、しなやかなニッポンへ

防災・減災、国土強靱化のための 5年緊急対策について

1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成30年11月27日）のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・**防災**のための重要インフラ等の機能維持
- ・**国民経済・生活**を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目 重要インフラの緊急点検の結果 112項目（132項目中、緊急対策該当なし▲12項目、項目統合▲8項目）
既往点検の結果等 48項目

○財政投融資の活用を含め、**概ね7兆円程度を目途**とする事業規模（※1、※2）をもって実施。

I．防災のための重要インフラ等の機能維持

- （1）大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- （2）救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保
- （3）避難行動に必要な情報等の確保

概ね3.6兆円程度

概ね3.0兆円程度
概ね0.4兆円程度
概ね0.2兆円程度

（※1）

うち、財政投融資を活用した事業規模として概ね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担を概ね0.3兆円程度と想定している。

平成30年度一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

（1）電力等エネルギー供給の確保

（2）食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

（3）陸海空の交通ネットワークの確保

（4）生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

概ね3.4兆円程度

概ね0.3兆円程度
概ね1.0兆円程度
概ね2.0兆円程度
概ね0.02兆円程度

（※2）

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

○期間：2018年度（平成30年度）～2020年度の3年間

○達成目標：防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了（概成）または大幅に進捗させる。

防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策

平成 30 年 12 月 14 日

目 次

第1章 基本的な考え方	3
第2章 取り組む対策	4
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	4
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	4
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	4
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	5
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	5
(1) 電力等エネルギー供給の確保	5
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	5
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	5
(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	6
第3章 各項目の主な具体的措置	6
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	6
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	6
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	7
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	9
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	10
(1) 電力等エネルギー供給の確保	10
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	10
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	11
(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	12

第4章 対策の期間及びフォローアップ	12
第5章 対策の達成目標	12
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	12
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	12
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	13
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	14
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	14
(1) 電力等エネルギー供給の確保	14
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	14
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	15
(4) 生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保	15
第6章 対策の事業規模	16

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

第1章 基本的な考え方

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国はさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

また、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害により、ブラックアウトの発生、空港ターミナルの閉鎖など、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生している。これらの教訓を踏まえ、重要インフラが、自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要であり、その対策が急務となっている。

このため、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・ 防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・ 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとし、本対策を取りまとめた。

本対策は、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日改訂）に基づき、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮しつつ、同計画におけるプログラムの重点化・優先順位付けの考え方に従い、全45のプログラムのうち、15の重点化すべきプログラム及び同プログラムと関連が強い5のプログラムの計20プログラムに当たる施策に関して、3年間の達成目標を設定した上で取り組むこととする。

本対策の実施に当たっては、行政が効率的に実施することはもとより、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、官民が適切に連携、役割分担しながら取り組むことが重要であり、民間事業者等による事業も含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模をもって、本対策に掲げる達成目標の達成を図ることとする。

第2章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波などの大規模な自然災害から生命・財産を守るための重要インフラのほか、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等による救助・救急、医療活動等に係る施設、行政機関による自然災害対応に必要な基盤施設、避難行動に必要な情報などの防災のための重要インフラ等について、大規模な自然災害時における機能維持を図るための対策を講ずる。

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災により救助・救急活動等が絶対的に不足する事態、医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶により医療機能が麻痺する事態、発災直後において政府・地方公共団体が災害対応を行うに当たって必要な官庁施設、通信インフラなどの基盤施設・設備の機能が麻痺・停止する事態等を回避する必要がある。また、劣悪な避難生活環境及び被災者の健康管理の不全により多数の死者・病症者が発生する事態を回避する必要がある。

このため、迅速に救助・救急活動等を実施するとともに、災害対応に必要な不可欠な情報通信機能等を確保するために必要な対策及び被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(3) 避難行動に必要な情報等の確保

自然災害時に活用される情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助が遅れる事態を回避する必要がある。

このため、人命を守る避難行動等に必要不可欠な情報を収集・分析・提供するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

電力をはじめとするエネルギー供給及び食料供給に係るインフラのほか、水道をはじめとするライフライン、交通インフラ、情報通信インフラ・情報サービスなど、国民経済・生活を支える重要インフラ等について、大規模な災害時における機能維持を図るための対策を講ずる。

(1) 電力等エネルギー供給の確保

電力供給ネットワーク（発電所及び送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスのサプライチェーン等が長期間にわたり機能停止・低下する事態を回避する必要がある。

このため、エネルギー供給関連施設等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

食料等の安定供給が停滞する事態、エネルギー供給の停止により社会経済活動・サプライチェーンの維持に甚大な影響が発生する事態、企業の生産力低下による国際競争力の低下に至るような事態及び上水道等が長期間にわたり供給停止する事態を回避する必要がある。

このため、自然災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために必要な対策及びライフラインの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(3) 陸海空の交通ネットワークの確保

太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止により物流・人流に甚大な影響が発生する事態及び基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラが長期間にわたり

機能停止する事態を回避する必要がある。

このため、自然災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないために必要な対策及び交通ネットワークの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させるために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

生活等に必要な通信インフラが麻痺・機能停止する事態を回避するほか、被災自治体等が災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、支援が遅れる事態を回避する必要がある。

このため、生活等に必要な情報通信機能・情報サービスを確保するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

第3章 各項目の主な具体的措置¹

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

- ・全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策〔河道等、堤防及びダム〕²（国土交通省）
- ・中小河川緊急治水対策プロジェクト〔再度の氾濫防止対策及び土砂・流木対策〕（国土交通省）
- ・全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（国土交通省）

¹ Iの(1)から(3)まで及びIIの(1)から(4)までの項目のうちの複数の項目に該当する緊急対策は、重複計上せず、いずれか一つの項目に分類している。

² [] 書きは複数の緊急対策項目を一括して表記しているもの（以下、本章において同様）。

- ・全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の水門・^{りっこう}陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策（国土交通省）
- ・全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・学校施設における空調整備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）
- ・自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策（防衛省）
- ・ため池に関する緊急対策（農林水産省）
- ・国土強靱化緊急森林対策〔治山施設、海岸防災林、流木対策及び森林整備対策〕（農林水産省）
- ・自然公園等施設に関する緊急対策（環境省）
- ・休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策（経済産業省）
- ・指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策（環境省）
- ・地籍調査緊急対策（国土交通省）
- ・長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策（法務省）

（２）救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

- ・自衛隊施設に関する緊急対策（防衛省）
- ・自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策（防衛省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察用航空機等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察用航空機の資機材に関する緊急対策（警察庁）

- ・警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策（警察庁）
- ・警察施設の耐災害性等に関する緊急対策（警察庁）
- ・大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策（総務省）
- ・大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策（総務省）
- ・地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策（総務省）
- ・災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策（総務省）
- ・海上保安施設に関する緊急対策（国土交通省）
- ・国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・病院の耐震整備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策（文部科学省）
- ・原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策（環境省）
- ・国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・保健所の自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（法務省）
- ・矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策（法務省）
- ・熱中症予防のための緊急対策（環境省）
- ・全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策（国土交通省）
- ・自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策（総務省）
- ・災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策（総務省）
- ・法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（法務省）
- ・衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策（法務省）

- ・ 国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・ 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策（国土交通省）
- ・ 沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 固定衛星通信設備等に関する緊急対策（環境省・内閣府）
- ・ モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等〔モニタリングポストの機能維持及び放射線測定設備・資機材等の整備〕（環境省・内閣府）
- ・ 放射線防護施設等に関する緊急対策（内閣府）

（３）避難行動に必要な情報等の確保

- ・ 準天頂衛星システムに関する緊急対策（内閣府）
- ・ Lアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策（総務省）
- ・ 災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策（総務省）
- ・ パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策（総務省）
- ・ 高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策（総務省）
- ・ 陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策（文部科学省）
- ・ 全国の水文観測・監視施設の緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の大河川における情報収集に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策（農林水産省・国土交通省）
- ・ 土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 全国の火山の監視カメラ等の緊急対策（国土交通省）
- ・ 気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策（国土交通省）
- ・ 電子基準点網等に関する緊急対策（国土交通省）

- ・宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策（国土交通省）

Ⅱ．国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

（１）電力等エネルギー供給の確保

- ・電力インフラの強靱化に関する緊急対策（経済産業省）
- ・風力発電の安全確保に関する緊急対策（経済産業省）
- ・製油所・油槽所に関する緊急対策（経済産業省）
- ・燃料供給上重要な SS（サービスステーション）等に関する緊急対策（経済産業省）
- ・ガス事業用 LNG 基地等に関する緊急対策（経済産業省）
- ・高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策（経済産業省）
- ・災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策（環境省）
- ・原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策（環境省）

（２）食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

- ・農業水利施設に関する緊急対策（農林水産省）
- ・卸売市場に関する緊急対策（農林水産省）
- ・畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設に関する緊急対策〔乳業施設、貯乳施設（クーラーステーション）、酪農家及び食肉処理施設〕（農林水産省）
- ・農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策（農林水産省）
- ・流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策（農林水産省）
- ・全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・全国の上水道管路に関する緊急対策（厚生労働省）
- ・工業用水道に関する緊急対策（経済産業省）
- ・大規模災害時にトラブル発生の高危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策（経済産業省）
- ・国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策（文部科学省）
- ・国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策（文部科学省）
- ・国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策（文部科学省）
- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策（環境省）

- ・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策（環境省）
- ・災害に強いリサイクル設備（省 CO₂型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策（環境省）
- ・全国の浄化槽に関する緊急対策（環境省）
- ・浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策（環境省）
- ・JESCO 高濃度 PCB 処理施設に関する緊急対策（環境省）
- ・PCB 早期処理のための緊急対策（環境省）

（３）陸海空の交通ネットワークの確保

- ・航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策〔基本施設、無線施設等、ターミナルビル、空港 BCP 及び航空路施設〕（国土交通省）
- ・全国の航路標識に関する緊急対策〔電源設備、海水浸入防止対策等〕（国土交通省）
- ・信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策（警察庁）
- ・道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）（国土交通省）
- ・道路の排水施設等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路における越波・津波に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の踏切道に関する緊急対策（国土交通省）
- ・道路における無停電設備等に関する緊急対策（国土交通省）
- ・大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策（国土交通省）
- ・市街地における電柱に関する緊急対策（国土交通省）
- ・緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策（国土交通省）
- ・豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策（国土交通省）
- ・豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策（国土交通省）
- ・地下鉄、地下駅等の浸水に関する緊急対策（国土交通省）
- ・大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の主要な港湾のターミナルに関する緊急対策〔外貿コンテナターミナル、内貿ユニットロードターミナル、クルーズターミナル及び緊急物資輸送ターミナル〕（国土交通省）
- ・全国の主要な臨港道路に関する緊急対策（国土交通省）
- ・全国の主要な防波堤に関する緊急対策（国土交通省）
- ・海岸漂着物等に関する緊急対策（環境省）

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

- ・携帯電話基地局に関する緊急対策（総務省）
- ・地上基幹放送設備に関する緊急対策（総務省）
- ・ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策（総務省）
- ・新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策（国土交通省）

第4章 対策の期間及びフォローアップ

本対策の期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間とする。

本対策の期間中から進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するものとする。

第5章 対策の達成目標

重要インフラの緊急点検の結果及びそれ以前のため池、ブロック塀等の点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策について、前章において示した対策期間において実施し、以下のとおり達成目標の達成を図る。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

- ・堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じるおそれのある区間において、堤防強化対策等を概成
- ・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等起因した氾濫の危険性をおおむね解消
- ・人命を守るため、ダム洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成
- ・予備発電機のない水門、^{りっこう}陸閘等（海岸保全施設）のうち早期に対策が必要な施設の対策を完了
- ・ゼロメートル地帯又は重要な背後地を抱え、海岸堤防高や消波機能等が不足する箇所のうち緊急性の高い箇所において、高潮や津波による浸水を防止する対策を概成
- ・土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所

のうち緊急性の高い箇所において、インフラ・ラインラインの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策をおおむね完了

- ・緊急性の高い火山において、火山噴火による人命への著しい被害を防止するブロック備蓄及び砂防堰堤の整備等の対策をおおむね完了
- ・屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性、劣化等に課題があり、対策の緊急性の高い学校施設等を全て改善
- ・ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約 7,000 か所の対策を全て完了
- ・自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等の倒壊の危険性を解消
- ・下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な約 1,000 か所の防災重点ため池において、機能や安全性を確保するための対策を概成等

(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

- ・災害発生時における自衛隊施設の機能維持・強化、電力供給能力の向上及び防災関係資機材等の整備
- ・老朽化した警察用航空機 4 機、警察用船舶 3 機及び警察用車両約 3,800 台を更新整備
- ・全 47 都道府県警察及び各地方機関において、警察情報通信設備・機器のシステムや資機材を更新・増強
- ・大規模風水害等に対応した緊急消防援助隊の車両・資機材を整備し、災害対応力を向上
- ・ヘリコプター動態管理システムを未整備地域へ新規配備し、消防・防災ヘリコプターの安全性を向上、航空消防防災体制を充実強化
- ・海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了
- ・洪水による浸水などの災害発生後の医療継続に重大な支障のある国立大学附属病院等において、医療継続を可能とするために、浸水対策等をおおむね完了
- ・災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、停電時に病院の診療機能を 3 日程度維持できる非常用自家発電設備及び給水設備の整備を完了
- ・病院全体の耐震化率を 80%以上に引上げ
- ・官邸、緊急時対応センター（ERC）等において、固定衛星通信設備等を全て更新、全ての緊急事態応急対策拠点施設（OFC）において、自然災害時の OFC 機能を維持

等

(3) 避難行動に必要な情報等の確保

- ・準天頂衛星システム 5-7 号機の開発の効率的な加速化を実現し、災害時に確実に通信できる体制を構築
- ・防災行政無線等の戸別受信機の未配備団体 250 市町村程度において、対策を全て完了
- ・浸水や停電により、連続的な観測ができなくなる重要な水文観測所を解消、連続的な監視や通信ができなくなる重要な監視施設・庁舎等を解消
- ・想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの概成
- ・ダム下流地域の浸水想定図の作成を完了、警報設備の改良等による住民への周知体制の確立を完了
- ・土砂災害へのソフト対策について、土砂災害警戒区域の基礎調査を早期に全箇所完了、土砂災害のおそれが高い市町村における土砂災害ハザードマップの作成を完了、土砂災害発生のおそれのある地区を的確に絞り込んだメッシュ情報を提供
- ・全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率 100%、液状化ハザードマップの作成・公表率 100%

等

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

(1) 電力等エネルギー供給の確保

- ・エネルギー需給構造の強靱化のため、約 55 万 kW 分の分散型電源等を導入
- ・各地域で災害時にも平時と同程度の燃料の出荷能力を維持するため、非常用発電設備未設置の油槽所や燃料供給の要となる製油所・油槽所において、非常用発電設備を整備・増強
- ・停電発生時の燃料需要に対し、十分な燃料供給体制を確保するため、自家発電設備を備えた SS 等を全国約 8,000 か所整備、停電発生時の燃料供給要請に対し、機動的に対応できる体制を確保するため、緊急配送用ローリーを全国約 6,700 台配備

等

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

- ・非常時に農業水利施設の機能を喪失するおそれなどがあり、早急に対策が必要な約 1,000 地区において、機能を確保するための対策を概成
- ・全国 10 のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100%

- ・停電、土砂災害及び浸水災害により大規模な断水を引き起こすおそれが高い、基幹となる取・浄水場において、停電対策、土砂災害対策及び浸水災害対策を概成
- ・大規模地震や浸水等の大規模災害時においても、工業用水道の安定的な供給を確保するため、緊急対策が必要な全ての工業用水道施設において、浸水対策、電源喪失防止対策及び耐震化対策を大幅に進捗等

(3) 陸海空の交通ネットワークの確保

- ・航空輸送上重要な空港等 16 空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される箇所の護岸嵩上げ・排水機能強化による対策を実施、滑走路 2,500 m以上の耐震性をおおむね確保
- ・航空輸送上重要な空港等 16 空港において、特に浸水の可能性が懸念されるターミナルビルの電源設備等の浸水対策をおおむね完了、ターミナルビルの吊り天井の安全対策をおおむね完了
- ・幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスクのある箇所で、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所について対策をおおむね完了
- ・幹線道路等において、緊急輸送道路上の橋梁のうち、今後 30 年間に震度 6 以上の揺れに見舞われる確率が 26%以上の地域にあり、事業実施環境が整った箇所について、耐震対策をおおむね完了
- ・電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路において、災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った箇所について工事着手
- ・利用者数が多い線区等において、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について対策をおおむね完了
- ・利用者数が多い線区等において、豪雨により崩壊のおそれがある鉄道隣接斜面について対策をおおむね完了
- ・全国の主要な外貿コンテナターミナルのうち、浸水被害リスクが高くコンテナ流出対策が実施されていない施設のなかで、事業実施環境が整った箇所について対策をおおむね完了、各種災害に対する港湾 BCP の充実化が必要な港湾において港湾 BCP の充実化を完了
- ・全国の主要な緊急物資輸送ターミナルのうち、地震時の緊急物資輸送に十分対応できないおそれがあり、事業実施環境が整った箇所について対策をおおむね完了、各種災害に対する港湾 BCP の充実化が必要な港湾において港湾 BCP の充実化を完了等

(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

- ・携帯電話基地局について、通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業の改善等により、迅速な応急復旧のための体制を構築するほか、車載型基地局等の増設により、2018 年度（平成 30 年度）と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持
- ・災害時においても、訪日外国人旅行者等がウェブサイトや SNS 等を通じて、鉄道の運行情報等を入手できる環境を確保するため、新幹線の全駅・全車両に無料 Wi-Fi サービス環境を整備等

第 6 章 対策の事業規模

前章において示した本対策の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模は、おおむね 7 兆円程度を目途としており、次頁別表のとおりである。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては 2018 年度（平成 30 年度）第 2 次補正予算により対応することとし、さらに、2019 年度（平成 31 年度）当初予算及び 2020 年度（平成 32 年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

別表. 本対策の事業規模

(事業規模の目途)

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	おおむね 3.6 兆円程度
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね 3.0 兆円程度
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保	おおむね 0.4 兆円程度
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	おおむね 0.2 兆円程度
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	おおむね 3.4 兆円程度
(1) 電力等エネルギー供給の確保	おおむね 0.3 兆円程度
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね 1.0 兆円程度
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね 2.0 兆円程度
(4) 生活に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね 0.02 兆円程度

合 計

おおむね 7 兆円程度

(注1) (注2) (注3) (注4)

- (注1) うち、財政投融资を活用した事業規模としておおむね 0.6 兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね 0.3 兆円程度と想定している。
- (注2) 平成 30 年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模 0.3 兆円を含む。
- (注3) 平成 30 年 12 月時点において本対策の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模の目途を示したものであり、各対策の実施段階における諸調整の結果等により、変動する場合がある。
- (注4) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

防災・減災、国土強靱化のための緊急対策 (例)

平成30年12月14日



0

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（例）

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

河川	バックウォーター現象等により氾濫した場合、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間を有する約120河川について、堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策を実施する。
教育 (既往点検等)	全国の学校施設等を対象に、ブロック塀等の安全点検等状況調査を行った結果、安全性に問題があるブロック塀等約1,000kmについて安全対策を実施する。
農業 (既往点検等)	全国のため池を緊急点検するとともに、防災重点ため池の選定基準等を見直した。これらを踏まえ、非常時に機能や安全性を確保するために必要なため池約1,000箇所について改修等を実施する。

(2) 救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保

病院	災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために必要な非常用自家発電設備の増設等が必要な災害拠点病院等125箇所に対して、整備に要する経費の一部を支援する。
環境 (既往点検等)	夏季の災害に備えるため、熱中症対策に係る情報を効果的に提供出来るよう、熱中症予防情報の発信体制の強化、シンポジウム等知見提供の機会の増加や優良事例の展開等の緊急対策を実施する。

(3) 避難行動に必要な情報等の確保

災害対応 基盤施設 (既往点検等)	災害時において、訪日外国人等に対する多言語での避難情報等の提供を可能とすべく、情報提供基盤の抜本的強化に向けて多言語音声翻訳基盤技術を高度化する。
情報 (既往点検等)	豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、高齢者世帯等に確実に情報を伝えられるよう、未導入の約250市町村で戸別受信機等を配備することにより、情報伝達の確実性を向上させる。
砂防	災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、約40,000箇所の基礎調査の実施、約250市町村で土砂災害ハザードマップの作成、気象庁では、土砂災害警戒判定メッシュの高精度化の緊急対策を実施する。

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

(1) 電力等エネルギー供給の確保

電力 災害時においても、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

農業 大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる畜産関係施設について、全国10ブロック等で停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳及び食肉の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。

(3) 陸海空の交通ネットワークの確保

空港 航空輸送上重要な空港等において、特に浸水の可能性が懸念される7空港のターミナルビルの電源設備等の浸水対策を図る。また約12空港について、ターミナルビルの吊り天井の安全対策を図る。

道路 幹線道路等において、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい約2,000箇所について、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅などを行う。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資する対策を実施する。

鉄道 豪雨により流失等の恐れがある河川橋梁や崩壊の恐れがある斜面約240箇所、浸水の恐れがある地下駅・電源設備等約270箇所、地震により倒壊・損壊の恐れがある高架橋等約5900箇所の緊急対策を実施する。

港湾 主要な外貿コンテナターミナルにおいて、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策約50施設、耐震対策5施設、港湾BCPの充実化約40港を実施する。

(4) 生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保

通信 全国の主要な携帯電話基地局について、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。

鉄道 新幹線の全108駅・全車両に無料Wi-Fiサービスを利用可能な環境を整備し、外国人旅行客等がウェブサ（既往点検等） イトやSNS等を通じて、鉄道の運行情報等を入手できるようにする。

2

河川 全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策

概要 平成30年7月豪雨を踏まえ、バックウォーター現象等により氾濫した場合の湛水深等の緊急点検を行い、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間を有する河川約120河川について、合流部等の堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策を実施する。

府省庁名: 国土交通省

氾濫水の深い水深による人命への危険性等に対応した堤防強化対策等を実施

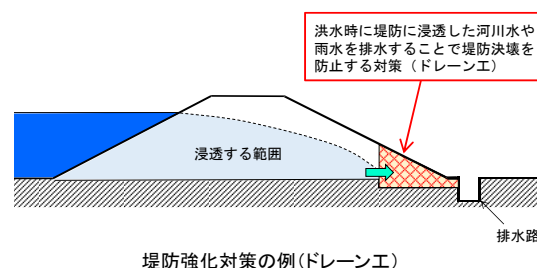
箇所 ①国: 約70河川
②都道府県等: 約50河川
湛水深が深く、浸水想定区域の家屋数が一定以上ある箇所又は、重要施設がある箇所

期間 2020年度まで

実施主体 国、都道府県等の河川管理者

内容 堤防決壊を防止又は決壊までの時間を引き延ばす堤防の強化対策やかさ上げ等を実施

達成目標 堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成



概要: 平成30年大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けて行った、全国の学校施設等を対象とするブロック塀等の安全点検等状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。

府省庁名: 文部科学省

ブロック塀等の安全対策

箇所: 約1,000km

期間: 2019年度まで

実施主体: 学校施設等の設置者

内容: 安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施

達成目標: ブロック塀等の安全対策が必要な箇所を全て完了

4

概要: 平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、全国のため池を緊急点検するとともに、ため池対策検討チームを立ち上げ、下流の家屋等に被害を与えるおそれのある、防災重点ため池の選定基準等を見直した。これらを踏まえ、農地の被害を防止するとともに、非常時にも機能や安全性を確保するために必要なため池の改修等の緊急対策を実施する。

府省庁名: 農林水産省

非常時にも機能や安全性を確保するための対策

箇所: 対策の優先度が高い防災重点ため池 約1000カ所(見込み)

期間: 2020年度まで

実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区等

内容: 対策の優先度が高い防災重点ため池の改修や、利用されていないため池の統廃合等を実施

達成目標:

下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池において、自然災害などの非常時にも農業用水の確保機能や下流の住民の安全性を確保するための対策を概成



整備前



整備後

概要: 平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に非常用自家発電設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。

府省庁名: 厚生労働省

非常用自家発電設備の増設等の補助

箇所: 125病院

期間: 2020年度まで

実施主体: 民間等の災害拠点病院、
救命救急センター及び周産期母子医療センター

内容: 非常用自家発電設備の増設等(※)に必要な経費の補助を行う。

※ 3日程度診療機能を維持するために必要な非常用自家発電装置の燃料タンクの増設、病院内に燃料備蓄が可能な非常用自家発電装置への更新

達成目標:

災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備の整備を完了

(非常用自家発電装置)



6

環境

熱中症予防のための緊急対策

概要: 平成30年夏季の記録的な酷暑や7月豪雨等の災害時における熱中症の発生が問題となり、災害時における熱中症対策に関する情報提供等の課題が見つかったことから、同様の夏季の災害の発生に備えるために、大地震や豪雨災害等によって避難所等に避難した方々、ボランティアなどに接する者や施設管理者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供出来るよう、熱中症予防情報の発信体制の強化やシンポジウム等知見提供の機会の増加や優良事例の展開等の緊急対策を実施する。

府省庁名: 環境省

熱中症予防に関する情報提供

実施主体: 国、自治体の熱中症対策担当者

内容:

- ①普及啓発資料の作成、配布
 - ②自治体担当者向けシンポジウムの開催
 - ③熱中症予防強化月間イベントの開催
 - ④外国人旅行者等に対する普及啓発手法の検討
- 箇所: ①全国約140自治体等②約2カ所③3自治体等



熱中症予防対策ガイドンス策定事業

箇所: 全国約140自治体等(事例収集)

実施主体: 自治体の熱中症対策担当者、民間事業者等

内容: 地方公共団体や民間事業者等から熱中症対策に係る効果的な取組事例を収集し、地方公共団体や民間事業者等が円滑に効果的な熱中症対策が実施できるよう実証事業を実施した上で、地方公共団体や民間事業者等向けの具体的な熱中症対策ガイドンスを策定・公表

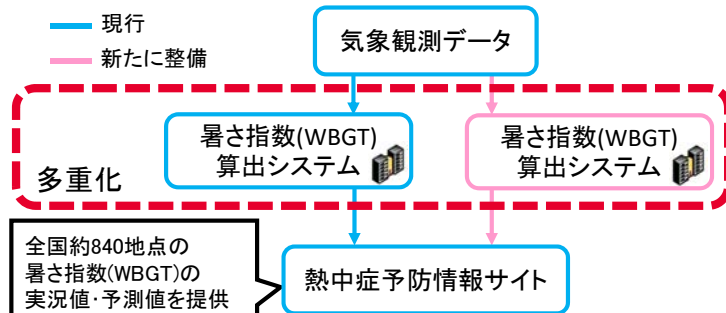
暑さ指数(WBGT)の算出体制の強化

箇所: 暑さ指数(WBGT)算出システム 1カ所

暑さ指数(WBGT)の算出において、大規模災害を想定した体制確保を要件に含めておらず、脆弱な状況にある部分

実施主体: 国

内容: 環境省熱中症予防情報サイトで提供している暑さ指数(WBGT)の算出システムを多重化させることで、継続的な情報発信体制を確保



達成目標: 熱中症予防情報の発信体制の強化を完了。また、夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合を100%にする。

概要: 平成30年台風第21号及び北海道胆振東部地震において、訪日外国人等に対する多言語での避難情報等の提供が不十分な面があったので、適切な避難行動が困難な事態が発生したことから、情報提供基盤の抜本的強化に向けて多言語音声翻訳基盤技術を高度化する。

府省庁名:総務省

災害時における多言語音声翻訳システムの高度化

箇所:クラウド型多言語音声翻訳システム

期間:2019年度まで

実施主体:国

内容:災害時にも、訪日外国人への十分な情報提供等が実施できるよう多言語音声翻訳技術の製品・サービス化に必要な技術開発を行うとともに、防災関係機関等の利用を想定したセキュリティとプライバシーを確保したクラウド型翻訳サービスプラットフォーム構築技術を確立

達成目標:

防災関係機関が、クラウド型多言語音声翻訳システムの導入を容易とする環境整備を完了



利用イメージ(訓練時)

8

通信

高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策

概要: 平成30年7月豪雨を踏まえ、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等に確実に情報を伝えられるよう、戸別受信機等を配備することにより、情報伝達の確実性を向上させる緊急対策を実施する。

府省庁名:総務省

戸別受信機等の配備

箇所:250市町村程度

防災行政無線等の戸別受信機未配備団体

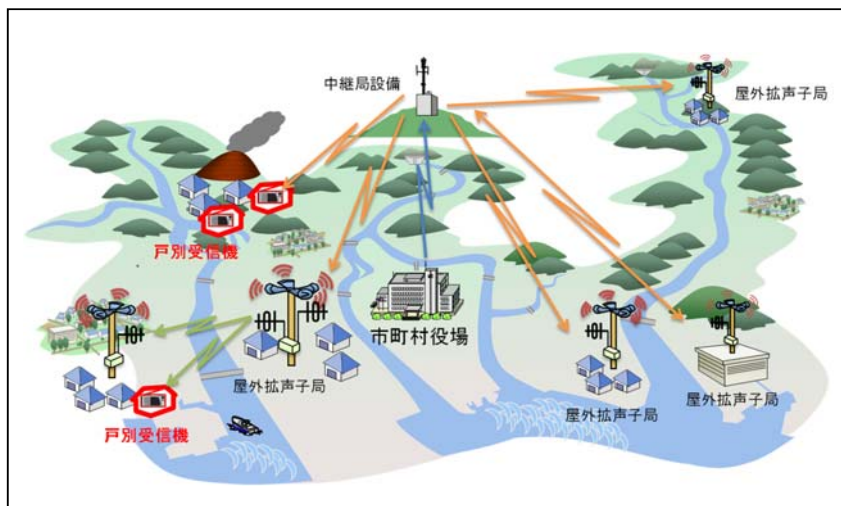
期間:2020年度まで

実施主体:市町村

内容:高齢者世帯等への戸別受信機等の配備

達成目標:

250市町村程度(防災行政無線等の戸別受信機未配備団体)についてすべて対策を完了



概要 要：平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の都道府県及び市町村並びに気象庁において、土砂災害へのソフト対策の取組状況の緊急点検を行い、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、基礎調査の実施、土砂災害ハザードマップの作成、気象庁では、土砂災害警戒判定メッシュの高精度化の緊急対策を実施する。

府省庁名：国土交通省

基礎調査の完了

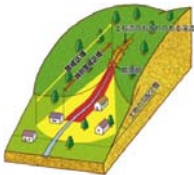
箇所：約40,000箇所
警戒避難体制整備の基礎となる土砂災害警戒区域の基礎調査が未了の全ての市町村

期間：2019年度まで
実施主体：都道府県

内容：土砂災害警戒区域の基礎調査を全箇所ですべて完了
達成目標：

基礎調査の未了の全箇所について、基礎調査を早期に完了

土砂災害警戒区域
(土石流)のイメージ



土砂災害ハザードマップの作成

箇所：約250市町村
土砂災害のおそれが高い市町村のうちで土砂災害ハザードマップを未作成の市町村

期間：2020年度まで
実施主体：市町村

内容：住民に災害リスクを周知する土砂災害ハザードマップを作成
達成目標：

土砂災害のおそれが高い市町村で土砂災害ハザードマップの作成完了

住民参加によるハザードマップの作成



土砂災害警戒判定メッシュの高精度化

土砂災害警戒判定情報の提供・改善が必要なシステム

期間：2018年度まで
実施主体：国

内容：土砂災害の発生のおそれがある領域をよりの確に絞り込めるようメッシュの1km化を実施
達成目標：

土砂災害発生のおそれがある地区を的確に絞り込んだメッシュ情報の提供・改善を完了



解像度5km→1km

10

概要 要：平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電（ブラックアウト）が発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることによって全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家用発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。

府省庁名：経済産業省

停電の影響緩和策等

箇所：約55万kW
期間：2020年度まで
実施主体：民間団体等

内容：災害時にも活躍する自家発・蓄電池・省電力設備等の導入支援、再エネ等の地域における利活用促進・安全対策等を実施する。

達成目標：

エネルギー需給構造の強靱化のため約55万kW分の分散型電源等の導入をする。



非常用発電設備

ガスヒートポンプエアコン

現場情報収集システムの構築等

期間：2019年度まで
実施主体：システム開発会社等
内容：災害時における現場の被害状況・復旧状況の収集等を迅速化するシステムを開発し、停電復旧の早期化や国民への情報発信等に役立てる。

達成目標：

停電原因、被害状況、復旧進捗状況等について、現場の写真を含めリアルタイム把握する。

概要: 平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等を対象に緊急点検を行い、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる畜産関係施設について、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳及び食肉の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。

府省庁名: 農林水産省

(酪農家、貯乳施設、乳業施設) 停電時の対応計画の作成、非常用電源設備の導入

箇所: 全国10のブロック

期間: 2020年度まで

実施主体: 指定生乳生産者団体、乳業者等
(都道府県、農協など地域の関係者と連携)



乳業施設

内容: 停電時の対応計画を作成するとともに、当該計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために基幹となる施設の非常用電源設備を導入。これにより、災害時における生乳の持続可能な生産・流通を確保する。

達成目標: 全国10のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100%

(食肉処理施設) 停電時の対応計画の作成、非常用電源設備の導入

箇所: 各都道府県において選定した、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設のうち、非常用電源設備の導入が必要な施設 40施設

期間: 2020年度まで

実施主体: 食肉処理業者



食肉処理施設

内容: 選定された食肉処理施設において、停電時の対応計画を作成するとともに、当該計画を踏まえ、必要な非常用電源設備を導入。これにより、災害時における食肉の持続可能な生産・流通を確保する。

達成目標: 選定された食肉処理施設において、停電時の対応計画の作成率 100%

12

概要: 平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、ターミナルビル等の非常用電源・電気設備の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の電源設備等が地下に設置されており、浸水の可能性があることが判明したため、電源設備等の浸水対策を図る。また、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、ターミナルビル等の耐震対策の実施状況等の緊急点検を行った結果、補強が必要な吊り天井が確認されたため、所要の対策を図る。

府省庁名: 国土交通省

ターミナルビルの電源設備等の浸水対策

箇所: 関西国際空港を含む7空港

地下に電源設備・電気設備が設置されており、高潮・高波・豪雨により浸水の可能性が懸念される空港

期間: 可能な限り早期

実施主体: ターミナルビル会社等

内容:
電源設備等の浸水対策



<地下電源設備の浸水被害>

達成目標:

航空輸送上重要な空港等16空港において、特に浸水の可能性が懸念されるターミナルビルの電源設備等の浸水対策を概ね完了

ターミナルビルの吊り天井の安全対策

箇所: 約12空港

地震により、落下等の可能性が懸念されるターミナルビルの吊り天井を有する空港

期間: 可能な限り早期

実施主体: ターミナルビル会社等

内容:
ターミナルビルの吊り天井の安全対策



<ターミナルビルの吊り天井の事例(耐震対策後)>

達成目標:

航空輸送上重要な空港等16空港において、ターミナルビルの吊り天井の安全対策を概ね完了

概要: 平成30年7月豪雨を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、法面・盛土の緊急点検を行い、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所が存在が判明したため、約2,000箇所について土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅などの緊急対策を実施する。また、災害復旧に関する特車許可事務の迅速な処理のための特車審査のシステム構築や電子データ化を行うとともに、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。

府省庁名：国土交通省

道路法面对策等

箇所: 約2,000箇所

土砂災害等の危険性がある箇所で、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所

期間: 2020年度まで

実施主体: 国、高速道路会社、地方自治体

内容: 道路法面・盛土対策等を行うことで、豪雨による土砂災害等の発生を防止

達成目標: 幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスク箇所約2,000箇所について対策を概ね完了



<法面法枠工>

14

概要: 平成30年7月豪雨等を踏まえ、利用者数が多い線区等を対象に、鉄道河川橋梁の緊急点検を行い、豪雨により流失・傾斜のおそれがある橋梁が約50箇所判明したため、洗掘防止工、異常検知システムの導入等の緊急対策を実施する。

府省庁名：国土交通省

洗掘防止工、異常検知システムの導入等の豪雨対策

箇所: 約50箇所

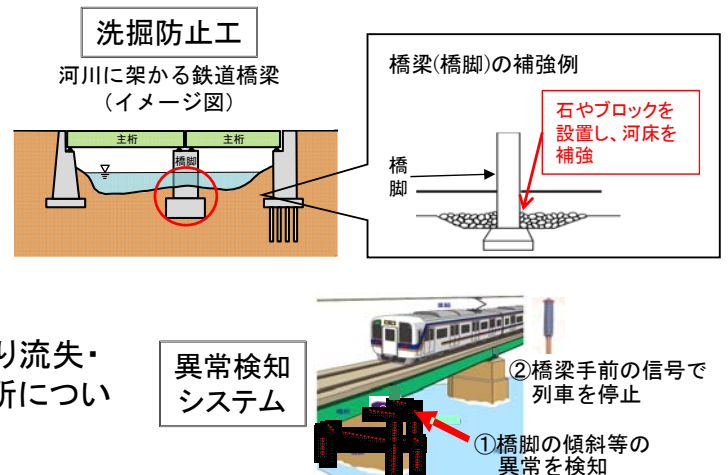
優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区に位置し、豪雨による流失・傾斜に関して、施設の現状を踏まえ、緊急性の高い橋梁

期間: 2020年度まで

実施主体: 鉄道事業者

内容: 橋脚の基礎部分をブロック等で補強すること(洗掘防止工)によって、橋脚の洗掘に伴う橋梁の流失・傾斜を防止。また、万が一、橋梁が傾斜する等の異常が発生した場合に、これをセンサーで検知し、列車が橋梁に進入することを防止する信号設備(異常検知システム)を整備。

達成目標: 利用者数が多い線区等において、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁約50箇所について対策をおおむね完了。



概要: 平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な外貿コンテナターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、耐震対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。

府省庁名:国土交通省

浸水対策

箇所: 約30施設(コンテナ流出対策)
約20施設(電源浸水対策)
浸水リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った施設

期間: 2020年度まで

実施主体: 国、港湾管理者

内容:
浸水対策を実施し、コンテナの流出や電源喪失により港湾機能が停止することを防止



コンテナの流出防止対策
(固縛設備)

達成目標:

浸水被害リスクが高く対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンテナ流出対策約30施設、電源浸水対策約20施設の対策を概ね完了

耐震対策

箇所: 5施設

地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った施設

期間: 2020年度まで

実施主体: 国、港湾管理者

内容:
耐震対策を実施し、大規模地震時において港湾機能が停止することを防止



非耐震強化岸壁背後の陥没

達成目標:

地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った約5施設について対策を概ね完了

港湾BCPの充実化

箇所: 約40港

各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な港湾

期間: 2020年度まで

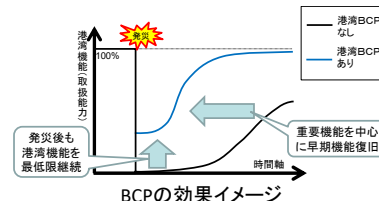
実施主体: 港湾管理者等

内容:

各種災害に対する港湾BCPの充実化を図る。

達成目標:

各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約40港において、BCPの充実化を完了



16

概要: 平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。

府省庁名:総務省

迅速な応急復旧のための体制整備

箇所: 応急復旧の体制

期間: 2019年度まで

実施主体: 国、通信事業者

内容:

- ① 通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業において、事業者側の情報集約、事業者から総務省への情報受け渡しなどの手順を改善し、総務省側の情報集約を迅速に行えるようにする
- ② 総務省及び通信事業者における被災直後の初動対応について、具体的な連絡体制や業務フローを改善し、改善した業務フロー等による訓練の実施により、初動対応の実効性を確保できるようにする

達成目標:

迅速な応急復旧のための体制を構築するために、初動対応における業務フロー等の策定を完了

車載型基地局等の増設

箇所: 約100台

大規模災害時に管轄下の主要基地局の機能維持が難しい
おそれが高い応急復旧対策拠点※

期間: 2019年度まで

実施主体: 通信事業者

内容: 応急復旧対策拠点※に配備する車載型基地局等を増強することで、管轄下のサービスエリア支障を防止

達成目標:

2018年度と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持するために、車載型基地局等の増設を完了



車載型基地局

※ 停波した携帯電話基地局の応急復旧のため、車載型基地局、可搬型伝送路設備、移動式電源設備等を保有する拠点。

17

概要：近年の豪雨等の災害の頻発・激甚化も踏まえ、外国人旅行客等がウェブサイトやSNS等を通じて、鉄道の運行情報等入手できるよう、新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービスを利用可能な環境を整備する。

府省庁名：国土交通省

新幹線駅構内・車内への無料Wi-Fi環境の整備

箇所：新幹線全108駅、全車両

実施主体：鉄道事業者

内容：新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービスを利用可能な環境を整備する。

達成目標：災害時においても、訪日外国人旅行者等がウェブサイトやSNS等を通じて、鉄道の運行情報等入手できる環境を確保するため、新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービス環境を整備



↑ 新幹線で無料車内Wi-Fiサービス利用可能車両に掲出するステッカー



整備目標

駅：2018年度中に整備完了予定

車両：2019年度中におおむね整備完了予定

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(原案) (一覧)

I．防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
1	河川	堤防	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、バックウォーター現象等により氾濫した場合の浸水深等の緊急点検を行い、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間を有する河川約 120 河川について、台流部等の堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策を実施する。	<堤防強化対策等> ①国: 約 10 河川 ②都道府県等: 約 50 河川	2020 年度まで	堤防決壊が発生した場合に浸水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を構成	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
2	河川	河道等	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等)	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、樹木倒伏・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所決壊等によって、洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の河川約 340 河川について、樹木伐採・掘削及び橋梁架替等の緊急対策を実施する。	<樹木伐採・掘削等> ①国: 約 140 河川 ②都道府県等: 約 200 河川	2020 年度まで	氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等一起因した氾濫の危険性を概ね解消	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
3	河川	堤防	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(堤防)	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、河川の氾濫の危険性や避難の困難度等の緊急点検を行い、洪水氾濫した場合に逃げ遅れの危険性が特に高い河川について、越水による決壊までの時間を引き延ばす対策等の緊急対策を実施する。	<危機管理型/ハード対策等> ①国: 約 30 河川 ②都道府県等: 約 130 河川	2020 年度まで	高齢者が特に多い等の地域において、危機管理型/ハード対策等を構成し、越水による逃げ遅れの被害を大幅に軽減	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
4	河川	ダム	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(ダム)	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、大雨が甚大かつ長時間継続した場合には、ダムの洪水調節機能について緊急点検を行い、緊急的・集中的にダムの洪水調節機能を維持・確保するうえで、土砂流入対策が必要となるダム、操作改善のために改良が必要なダム、ダムの操作規則の改善のために下流の改修が必要なダムの計約 30 ダムについて、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための河川の掘削等を実施する。	①国: 約 20 ダム ②県: 約 10 ダム <調査研究等> 数件程度	2020 年度まで	人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施・構成	国、県、国立研究開発法人土木研究所	国土交通省
5	河川	河道等	中小河川緊急治水対策プロジェクト(再度の氾濫防止対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、近年、洪水により被災した間歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設、市役所・役場等)の浸水被害が生ずる等の区間において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河川の掘削等を実施する。	<再度の氾濫防止対策> 都道府県等: 約 400 河川	2020 年度まで	浸水家屋数が多いなど、緊急的に再度の氾濫防止対策が必要な区間において、河川の掘削などにより流下能力を向上させ多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消	②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
6	砂防	砂防堰堤等	中小河川緊急治水対策プロジェクト(土砂・流水対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による土砂・流水の流出など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、土砂・流水を伴う洪水により被災があった区間で、流下補足機能を有する砂防施設等がなく、下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設、市役所・役場等)を抱える区間において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の土砂・流水の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施する。	<土砂・流水対策> ①国: 約 60 河川 ②都道府県: 約 480 河川	2020 年度まで	下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設があるなど、緊急的に土砂・流水の流出防止対策が必要な区間において、多数の家屋や重要な施設の土砂・流水の流出による被害を防止するため、土砂・流水補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備等の対策を概ね完了	①国 ②都道府県	国土交通省
7	河川・砂防	河道 砂防施設等	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、緊急的に土砂・洪水氾濫等対策が必要な箇所や砂防関係施設の施設点検計画等の緊急点検を行い、土砂・洪水氾濫等の発生リスクが高く、緊急性の高い、約 410 箇所(砂防・約 20 河川(河川))について、流域における土砂・洪水氾濫に对应した砂防関係施設の施設点検計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等の緊急対策を実施する。	【砂防】 <土砂・洪水氾濫対策> ①国: 約 90 箇所 ②都道府県: 約 320 箇所 【河川】 <土砂・洪水氾濫対策> ②都道府県: 約 20 河川 【調査研究等】 数件程度	2020 年度まで	土砂・洪水氾濫により被災する危険性が特に高い箇所のうち緊急性の高い箇所において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了	国、都道府県 (調査研究等) 国	国土交通省
8	河川・下水道	雨水排水施設 河道等	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、内水浸水の危険性や被害状況等の緊急点検を行い、近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある下水道事業を実施する約 200 地方公共団体及び約 100 河川について、雨水排水施設の整備や河川改修等の緊急対策を実施する。	【下水】 約 200 地方公共団体 【河川】 約 100 河川 ①国: 約 10 河川 ②都道府県等: 約 90 河川	2020 年度まで	近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される箇所において、近年の主要な施設の浸水が想定される重要施設の浸水被害を防止軽減するため、降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省

9	河川	水門・陸間、排水機場、ダム等	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に、機能（操作等）を確保できない恐れがあるダム等について緊急点検を行い、予備発電機の運転可能時間が72時間未満のダム、電源設備が現行基準を満たしていない排水機場等について、予備発電機の運転可能時間延伸等を緊急対策として実施する。	【河川】 ＜現行基準を満たす電源設備の整備等＞ 約300排水機場等 【ダム】 ＜予備発電機運転可能時間延伸＞ 約300ダム	2020年度まで	【河川】 国管理河川向け人口が集中している区間にある河川管理施設について、大規模停電時の機能を確保するため、現行基準を満たす電源設備の整備等完了 【ダム】 大規模停電時の機能喪失を解消するため、予備発電機運転可能時間の延伸による対策を完了	【河川】 国河川管理者 【ダム】 道府県	国土交通省
10	河川・下水道	下水処理場、ポンプ場、排水機場	全国の雨水ポンプ場等の雨水処理に関する緊急対策	【下水・河川共通】 平成30年7月豪雨等を踏まえ、全国の下水道施設等において、浸水により機械・支障があった、あるいは恐れのある施設の緊急点検を行い、浸水による機能停止リスクが高く、雨水処理が完了していない下水道施設約70箇所（処理場約30箇所、ポンプ場約40箇所）、河川の排水機場約20箇所について、水密扉の設置やBOPに基づく災害時に必要な資機材の確保等の緊急対策を実施する。	【下水】 処理場50箇所、ポンプ場約40箇所 【河川】 排水機場約20箇所	2020年度まで 2018年度まで	浸水による機能停止リスクの大きな施設について、浸水による排水機能停止リスク低減策を概ね完了	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
11	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、全国の下水道施設（処理場、ポンプ場）において、電力供給停止時の電源の確保状況や燃料備蓄の状況等の緊急点検を行い、電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設約1,100箇所（処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所）について、非常用発電設備の設置・増強、BOPに基づく災害時燃料供給体制の確保等の緊急対策を実施する。	＜非常用発電設備の設置・増強等＞ 約1,100箇所（処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所）（うち、人口集中地区などを抱える地区における非常用発電設備の設置・増強等約200箇所（処理場約100箇所、ポンプ場約100箇所）	2020年度まで	電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設において、大規模停電時の機能喪失リスク低減策を概ね完了	都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
12	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	過去の大規模地震等を踏まえ、全国の下水道施設（処理場、ポンプ場）の耐震性の緊急点検を行った結果、地震時の最低限の処理機能等が確保されていない下水道施設約3,800箇所（処理場約1,300箇所、ポンプ場約2,500箇所）について、耐震化やBOPに基づく早期復旧体制構築等の緊急対策を実施する。	＜下水道施設（処理場、ポンプ場）の耐震化等＞ 約3,800箇所（処理場約1,300箇所、ポンプ場約2,500箇所）（うち、地震時の最低限の処理機能が確保されていない施設等の耐震化約500箇所（処理場約200箇所、ポンプ場約300箇所））	2020年度まで	地震時の機能停止リスク低減策が必要で下水道施設において対策を概ね完了	都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
13	海岸	水門・陸間、排水機場等	全国の水門・陸間等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、全国の自動化・遠隔操作化された水門・陸間や排水機場等のうち早期に対策が必要な施設について、予備発電機の設置等の緊急対策を実施する。	予備発電機の設置等 約20施設	2020年度まで	予備発電機のない水門・陸間等で早期に対策が必要な施設について、対策を完了	【海岸】 ①国 ②管理者	農林水産省・国土交通省
14	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱え、堤防高や消波機能等が不足する海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果があげられる緊急性の高い箇所において、高潮・津波対策等の緊急対策を実施する。	【海岸】 堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等 約130箇所 【河川】 河川堤防等 約20河川	2020年度まで	ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱え、堤防高や消波機能等が不足する箇所、緊急性の高い箇所や津波による浸水防止するための対策を概ね完了	【海岸】 ①国 ②管理者 【河川】 国、都道府県	農林水産省・国土交通省
15	砂防	砂防堰堤等	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、インフラ・ライフラインにも最大な被害を及ぼす危険箇所の緊急点検を行い、緊急性の高い約320箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。	＜インフラ・ライフラインの保全対策＞ ①国：約60箇所 ②都道府県：約200箇所	2020年度まで	土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所においてインフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了	国、都道府県	国土交通省

23	教育	学校施設等	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けて行った、全国の学校施設等を対象とするブロック塀等の安全点検等状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。	約1,000 km	2019 年度まで	ブロック塀等の安全対策が必要な箇所を全て完了	学校施設等の設置者	文部科学省
24	教育	独立行政法人等文教施設	独立行政法人等文教施設等の安全確保等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震など、近年多発する災害を踏まえ、多数の人が集まり、災害時には地域の避難所等としても活用される独立行政法人等文教施設について、災害時の安全確保等を図るため、施設・設備の改修を実施する。	9機関	2019 年度まで	早急に改善が必要な施設・設備の改修を全て完了	独立行政法人、文部科学省	文部科学省
25	教育	学校施設等	学校施設における空調設備に関する緊急対策	今夏の災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子供たちの健康を守るため、熱中症対策としての空調設備の整備の緊急対策を実施推進する。	熱中症対策が必要な公立小中学校等の全ての普通教室 学校等の空調が未設置の普通教室	2019 年度まで	熱中症対策が必要な公立小中学校等の全ての普通教室への空調設置を完了	公立小中学校等の設置者	文部科学省
26	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震等を踏まえ、地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性の無い施設約4,120箇所について、耐震化改修整備の緊急対策を実施する。	地震発生等の際、倒壊・崩壊の可能性がある施設約4,120箇所 ＜児童関係施設等＞ 約1,474箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約1,071箇所 ＜高齢者関係施設＞ 約982箇所 ＜その他関係施設＞ 約93箇所	2020 年度まで	2020 年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上 社会福祉施設等の耐震化の進捗率の達成へ向け、現状を踏まえて加速化 現状(2018 推計):91% 現状目標:95%(2018 年) →達成目標 952%(2020 年)	都道府県、市区町村	厚生労働省
27	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設約7,025箇所について、ブロック塀等の改修整備の緊急対策を実施する。	安全点検の結果、安全性に問題があったブロック塀等を設置している施設約7,025箇所 ＜児童関係施設等＞ 約3,328箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約1,504箇所 ＜高齢者関係施設＞ 約1,857箇所 ＜その他関係施設＞ 約78箇所	2019 年度まで	ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了	都道府県、市区町村	厚生労働省
28	防衛	自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等	自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、民有地・公道に接する自衛隊施設の敷地境界を対象に、ブロック塀等の外観の安全点検を行い、現行の建築基準法に適合せず、安全性に問題がある、または、老朽が進んでいるブロック塀等が約110箇所を踏まえ、ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備に関する緊急対策を実施する。	ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備:約110箇所	2020 年度まで	自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等の倒壊の危険性を解消 ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備 →達成目標 100%(2020 年)	国	防衛省
29	農業	ため池	ため池に関する緊急対策	平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、全国のため池を緊急点検するとともに、ため池対策検討チームを立ち上げ、下流の豪雨等に被害を与えるおそれのある、防災重点ため池の選定基準等を見直した。これらを踏まえ、農地の被害を防止するとともに、非常時に機能や安全性を確保するために必要なため池の改修等の緊急対策を実施する。	下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池において、自然災害などの非常時にも農業用水の確保機能や下流の住民の安全性を確保するための対策を推進	2020 年度まで	下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池において、自然災害などの非常時にも農業用水の確保機能や下流の住民の安全性を確保するための対策を推進	都道府県、市区町村、土地改良区等	農林水産省
30	治山	治山施設	国土強靱化緊急森林対策(治山施設)	平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害危険地区等において、その荒廃状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い、判明した、緊急的に対策が必要な山地災害危険地区等において、治山施設の設定等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施する。	治山施設の設定等:約600箇所	2020 年度まで	災害発生の危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃山地約600箇所において、治山対策を大幅に進捗	国 都道府県	農林水産省

31	治山	海岸防災林 (南海トラフ 地震防災対 策推進地 域、日本海 溝・千島海溝 周辺海溝型 地震防災対 策推進地域 に位置する ものに限 る。)	国土強靱化緊急森林 対策(海岸防災林)	台風21号等による高潮被害が発生していることを踏まえ、海岸防災林において、その生育状況、付帯施設 の健全度の緊急点検を行い、判明した、保安林機能の低下した海岸防災林において植栽や防潮堤の設置等 により海岸防災林を整備する。	海岸防災林の整備: 約 50km	2020 年度まで	災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要 な海岸防災林約50km において、海岸防災林の整備を大 幅に進捗	国 都道府県	農林水 産省
32	治山・ 森林	治山施設 森林	国土強靱化緊急森林 対策(流木対策)	平成29年九州北部豪雨による流木災害を踏まえ、緊急地点検により抽出された、緊急的・集中的に流木対策 が必要な地区において、流木捕捉式治山ダムの設置、間伐等の森林整備等の流木対策を推進する。	緊急的・集中的に流木対策が必要な地 区: 約 700 箇所	2020 年度まで	流木災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が 必要な荒廃森林約 700 箇所において、流木対策を大幅に 進捗	国 都道府県 市町村 等	農林水 産省
33	森林	森林	国土強靱化緊急森林 対策(森林整備対策)	平成 30 年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害の危険性が高い地区等の周辺 森林において、その荒廃状況、林道の健全性、迂回路機能の緊急点検を行い、荒廃した森林や改良が必要 な林道について、森林造成や間伐等の森林整備、林道の改良整備を実施する。	＜森林整備＞ 荒廃した森林における間伐等の森林整 備: 約200箇所 ＜林道改良整備＞ 林道の改良整備: 約300 箇所	2020 年度まで	＜森林整備＞ 災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要 な荒廃森林約2000箇所において、間伐等の森林整備対策 を大幅に進捗 ＜林道改良整備＞ 被災の危険性を低減するため、緊急的に改良整備が必要 な林道約 300 箇所において、改良整備を大幅に進捗	国 都道府県 市町村 等	農林水 産省
34	環境	公園事業施 設等	自然公園等施設に関 する緊急対策	平成 30 年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の自然公園事業等の施設を対象に利用者の安全の確保等に関す る緊急点検を行い、人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設 324 ヵ所について、人命に対応した皇居 外苑の石垣の補修、緊急避難所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する 整備等の緊急対策を実施する。	国立公園(34公園) 約255ヵ所、国定公 園等(56公園) 約50ヵ所、国民公園(4公 園) 約10ヵ所	2020 年度まで	利用者の安全対策、施設等の脆弱性対策、国土荒廃の防 止により、利用者の重大事故の発生件数をゼロ	国、都道府県、市町村	環境省
35	河川	鉱害防止施 設	休廃止鉱山鉱害防止 等工事に関する緊急 対策	休廃止鉱山の集積場の地震化調査で耐震基準に不適合であった集積場の対策工事、及び外部有識者によ る鉱害防止技術委員会にて早急に対策すべき坑道対策工事等のうち、特に緊急性の高い事業について対 策を実施する。対策を講じてることによって、農地、森林等の被害による国土の荒廃を防止する。	集積場対策工事: 4ヵ所 坑道対策工事: 1ヵ所	2020 年度まで	農地、森林等の被害による国土の荒廃を防止(集積場の 安定化、排出基準等管理基準の遵守) するため、集積場4 ヵ所、坑道1ヵ所での対策を完了	地方公共団体	経済産 業省
36	森林	森林	指定管理鳥獣(ニホンジカ等)の生息数の増加、生息域の拡大により森林等における被害等が深刻 化しており、それに伴う素土流出等の国土荒廃を防ぐため、生息密度が特に高い地域において、都道府県 による積極的な捕獲等の緊急対策を実施する。	指定管理鳥獣(ニホンジカ等)の生息数の増加、生息域の拡大により森林等における被害等が深刻 化しており、それに伴う素土流出等の国土荒廃を防ぐため、生息密度が特に高い地域において、都道府県 による積極的な捕獲等の緊急対策を実施する。	適正な生息密度管理のため、生息密度 が特に高い地域を予定	2020 年度まで	食害等による森林の素土流出等を防止するため、適正な 生息密度を維持できるよう、都道府県等の捕獲目標を達成	都道府県	環境省
37	市街 地・道 路	市街地、道 路等	地籍調査緊急対策	近年の気象の急激な変化に伴う土砂災害や洪水等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の今後災害が想定され る地域において、市町村等が実施する地籍調査に対して国庫負担金を重点的に交付する。	土砂災害や洪水等の被災想定区域 約 360 km	2020 年度まで	今後災害が想定される地域のうち、特に緊急性が高い地 域として、土砂災害や洪水等の被災想定区域約360kmにお ける地籍調査を概ね完了	市町村等	国土交 通省
38	道路・ 河川・ 砂防	道路、河川、 砂防等	長期相継登記等未了 土地解消対応に係る 緊急対策	道路整備及び治水・砂防対策等の事業の実施と迅速な復旧・復興に支障となっている所有者の不明な土地 の解消を図るため、約 14 万筆の長期にわたる相継登記が完了となっており、現在の所有者を把握すること が困難な土地(長期相継登記等未了土地)について所有者を調査し、その結果を登記簿に記載するととも に、事業を実施しようとする者に提供する。	長期相継登記等未了土地解消対応に 係る緊急対策: 約 14 万筆	2020 年度まで	長期相継登記等未了土地の約14万筆全てについて調査を 実施	国	法務省

(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
39	防衛	自衛隊施設	自衛隊施設に関する緊急対策	平成30年大隅北部地震等を踏まえ、自衛隊施設のうち、災害対策における重要な拠点について、耐震化状況、老朽化状況及び自家発電機等の設置状況等の緊急点検を行い、自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じる恐れのある施設が判明したことから、耐震化対策に係る整備を約10施設、老朽化対策に係る整備を約40施設及び電力供給能力向上に係る整備を約30施設実施する。	<耐震化対策に係る整備> 対象施設: 約10施設 <老朽化対策に係る整備> 対象施設: 約40施設 <電力供給能力向上に係る整備> 対象施設: 約30施設	<耐震化対策に係る整備> 2020年度まで <老朽化対策に係る整備> 2020年度まで <電力供給能力向上に係る整備> 2020年度まで	<耐震化対策に係る整備> 災害発生時における施設の機能を維持・強化するため、耐震化対策に係る整備を概成 <老朽化対策に係る整備> 災害発生時における施設の機能を維持・強化するため、老朽化対策に係る整備を概成 <電力供給能力向上に係る整備> 災害発生時における施設の電力供給能力を向上させるため、自家発電機の整備を概成	国	防衛省
40	防衛	防災関係資機材等	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策	災害派遣時における救援活動に必要な資機材等について、老朽化に起因した機能上の不具合や、救援活動の充実強化という観点等を踏まえ、速やかに整備する必要があることから、機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等について、資機材等の整備、通信機器等の整備及び車両等の整備に係る緊急対策を実施する。	<資機材等の整備> 対象施設: 老朽化に起因した機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等 <通信機器等の整備> 2020年度まで <通信機器等の整備> 2020年度まで <車両等の整備> 2020年度まで	<資機材等の整備> 2020年度まで <通信機器等の整備> 2020年度まで <車両等の整備> 2020年度まで	あらゆる災害への対応に万全を期するため、対象施設の資機材等、通信機器等及び車両等の整備を大幅に進捗	国	防衛省
41	警察	災害対策に必要な資機材	災害における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害対策に必要な資機材の整備状況等の緊急点検を行い、災害時における救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全確保等の業務に適切に対応するための資機材の充実強化の必要性が認められた全47都道府県警察において、救命ボート、バックホウ等の災害対策に必要な資機材を整備する緊急対策を実施する。	全47都道府県警察における災害対策に必要な資機材	2020年度まで	全47都道府県警察において、緊急点検の結果判明した災害対策に必要な資機材の整備を完了	国 都道府県	警察庁
42	警察	警察用航空機等	警察用航空機等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察用航空機、警察用船舶及び警察用車両の整備状況について緊急点検を行い、早急に更新が必要な老朽化が進んだ警察用航空機4機、警察用船舶3隻、警察用車両約3800台について、更新整備を行う緊急対策を実施する。	<航空機整備> 警察用航空機 4機 <船舶整備> 警察用船舶 3隻 <車両整備> 警察用車両 約3800台	2020年度まで	<航空機整備> 老朽化した警察用航空機4機の更新整備を完了 老朽化した警察用船舶3隻の更新整備を完了 老朽化した警察用車両約3800台の更新整備を完了	国	警察庁
43	警察	警察用航空機の資機材	警察用航空機の資機材に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の警察用航空機の資機材について、災害対応能力等の観点から点検を行い、夜間撮影用資機材の整備の必要性が判明した16都道府県警察及び救難救助用連絡資機材の整備の必要性が判明した全47都道府県警察について、これら資機材の整備を行う緊急対策を実施する。	<夜間撮影用資機材整備> 資機材整備が必要な16道府県警察 <救難救助用連絡資機材整備> 全47都道府県警察	2020年度まで	<夜間撮影用資機材整備> 16道府県警察においてヘリコプターの夜間撮影用資機材の整備を完了 <救難救助用連絡資機材整備> 全47都道府県警察において救難救助用連絡資機材の整備を完了	国	警察庁
44	警察	通信施設	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、無線中継所について耐震強度、経年劣化、災害対応能力等の観点から緊急点検を行い、建設上の必要性が判明した1か所及び非常用電源設備の更新の必要性が判明した約180か所について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	<耐震強度不足の無線中継所の建設等整備> 1か所 <非常用電源設備の更新> 約180か所	2020年度まで	<耐震強度不足の無線中継所の建設等整備> 耐震強度不足の無線中継所1か所の建替えを完了 <非常用電源設備の更新> 無線中継所約180か所で非常用電源設備の更新を完了	国	警察庁
45	警察	通信機器等	警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察情報通信設備・機器等について経年劣化、災害対応能力等の観点から緊急点検を行い、設備・機器の更新、増強の必要性が認められた全47都道府県警察及び各地方機関について、災害対応能力が強化された無線システムへの更新等の緊急対策を実施する。	全47都道府県・各地方機関における警察情報通信設備・機器	2020年度まで	全47都道府県警察及び各地方機関において、システムや資機材の更新・増強を大幅に進捗	国	警察庁

46	警察	警察施設	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察施設に関する耐震強度、経年劣化、災害対応能力等について緊急点検を行い、建替え整備や耐震改修の必要性が判明した警察署等約40施設、非常用電源設備の整備・改修の必要性が判明した警察署等約10施設等について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	<警察施設の老朽化対策> 建替え又は耐震改修：警察署等約40施設 その他設備等の改修：約80施設 <非常用電源設備の整備・改修> 警察署等約10施設	2020年度まで	<警察施設の老朽化対策> 警察署等約40施設において建替え又は耐震改修を行うなど必要な措置を概ね完了 <非常用電源設備の整備・改修> 警察署等約10施設において非常用電源設備の整備・改修を概ね完了	国 都道府県	警察庁	総務省
47	消防	車両等	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策	平成30年7月豪雨での浸水地域における救助活動や夏季の過酷な気象条件下での長期の活動、北海道胆振東部地震での土砂崩れ等による救助活動が継続したこと等の課題を踏まえ、浸水地域や土砂崩落現場で活動する特殊車両など、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を整備するとともに、消防機関の対応能力向上のため、実践的な実動訓練を行う。	津波・大規模風水害対策車 全地形対応車及び搬送車 重機及び重機搬送車 高機能救命ボート 映像伝送システム 教育訓練用資機材 <地上端末の配備等> 50台程度 <警告機能の追加> 1式程度	2020年度まで	災害対応能力を向上させるため、大規模風水害等に対応した車両・資機材の整備を大幅に進捗	国	総務省	
48	消防	車両等	大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策	近年多発する大規模災害を踏まえて、被害状況の早期把握・孤立地域での救助活動などで活用される消防・防災ヘリコプターの運用の安全性向上と航空消防防災体制の充実強化を図る。	<地上端末の配備等> 50台程度 <警告機能の追加> 1式程度	2020年度まで	消防・防災ヘリコプターの安全性を向上させるために、航空消防防災体制を充実強化するとともに、ヘリコプター動態管理システムの未整備地域へ新規配備を完了	国	総務省	
49	消防	車両等	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等における消防団の救助活動において、災害対応範囲にわたり、現場の機動力や救助用資機材の不足が課題となったことから、消防団の災害対応能力の向上を図るため、訓練用の車両・資機材の無償貸付を行うとともに、資機材の配備率を向上させる緊急対策を実施する。	<車両貸付> 200市町村程度 <資機材配備> 1,719市町村	2020年度まで	<車両貸付> 災害対応能力を向上させるために、消防団に対する車両の貸付けによる訓練を実施 <資機材配備> 災害対応能力を向上させるために、市町村における対象資機材の消防団の整備の基準に基づき配備率を向上 <非常用電源> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の確保を大幅に進捗 <耐震化> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、耐震化に係る整備を大幅に進捗	国、市町村(消防団)	総務省	
50	災害対応基盤施設	庁舎	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。	<非常用電源> 140災害対策本部設置庁舎程度 350消防庁舎程度 <耐震化> 60災害対策本部設置庁舎程度 490消防庁舎程度	2020年度まで	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の確保を大幅に進捗 <耐震化> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、耐震化に係る整備を大幅に進捗	地方公共団体	総務省	
51	災害対応基盤施設	海上保安施設	海上保安施設に関する緊急対策	平成30年台風21号等に伴う豪雨災害及び北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害応急対応に必要な施設(庁舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設)を対象に、老朽化状況、非常用電源設備の設置状況等に関する緊急点検を行い、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設等約210箇所を明らかにしたため、非常用電源設備の設置等の緊急対策を実施する。	<老朽化対策等が必要施設の整備> (1)目視により施設に亀裂等を確認及び現に雨漏り等不具合を生じている船舶基地約10箇所 (2)老朽化・冠水・設備不備により業務支障のある海上保安施設、航空基地約10箇所、船舶基地約60箇所、陸上通信施設等約90箇所 <業務継続のための設備の設置等が必要施設の整備> (1)発動発電機の性能が低下したことにより、長時間停電が発生した場合に通信機能が停止するおそれがある海上保安施設、陸上通信施設等約30箇所 (2)災害発生時に燃料供給等が確保できず船舶及び航空機の運航に支障を来すおそれのある海上保安施設、船舶基地5箇所、航空基地約10箇所	2020年度まで	<老朽化対策等が必要施設の整備> 海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了 <業務継続のための設備の設置等が必要施設の整備> 海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了	国	国土交通省	

52	病院	国立大学附属病院等	国立大学附属病院等施設の重要インフラ施設に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、国立大学附属病院等施設を対象に、重要インフラ設備（自家発電設備等）の保有状況等の緊急点検を行い、洪水による浸水などの災害発生後の医療継続に重大な支障が生じ得る病院等6機関について、自家発電設備等に対する浸水対策等を実施する国立大学附属病院等を国が支援するなどにより改善する緊急対策を実施する。	6 機関	<国立大学附属病院> 2020 年度まで <放射線医学総合研究所病院施設> 2019 年度まで	<国立大学附属病院の災害対策> 医療継続に重大な支障のある機関において、医療継続を可能とするため、浸水対策等を概ね完了 <放射線医学総合研究所病院施設の安全対策> 医療継続に重大な支障のある設備において、改善を図るため、施設整備を大幅に進捗	国立大学附属病院等	文部科学省
53	病院	発電施設	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に非常用発電設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために必要な設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。	125 病院	2020 年度まで	災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備の整備を完了	民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	厚生労働省
54	病院	給水設備	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に給水設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。	124 病院	2020 年度まで	災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる給水設備の整備を完了	民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	厚生労働省
55	病院	医療機関	在宅の人工呼吸器使用者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、自力での移動が困難な在宅患者（訪問診療を受けている者）が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、当該患者を診ている医療機関に対して、停電時に患者に貸し出せる簡易発電装置の整備に必要な経費の一部を補助する。	訪問診療が必要な人工呼吸器使用者を診ている医療機関	2020 年度まで	在宅で人工呼吸器を使用し、訪問診療を受けている患者が、電力不足により、医療提供に空白が生じないようにするため、簡易発電装置の整備を完了	医療機関	厚生労働省
56	病院	病院	病院の耐震整備に関する緊急対策	病院の耐震改修状況については、毎年度調査を行い、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は平成28年9月時点で89.4%、病院全体の耐震化率は72.9%であり、いずれもまだ十分とはいえない。このため、未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が低い建物（価値0.3未満）を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。	未耐震の病院	2020 年度まで	病院の耐震整備に関する緊急対策も踏まえ、病院全体の耐震化率80%以上を達成	民間等の病院・災害拠点病院や救命救急センター等の救命医療を担っている病院及び耐震性が低い建物（価値0.3未満）を有する病院	厚生労働省
57	通信	情報システム	広域災害・救急医療情報システム(EIMS)を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害時に被災した医療機関の支援に必要な情報を十分に把握するため、広域災害・救急医療情報システム(EIMS)の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステム改修等を行う。	広域災害・救急医療情報システム(EIMS)一式	2020 年度まで	広域災害・救急医療情報システム(EIMS)の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステムの改修等を完了	国	厚生労働省
58	病院	医療情報のバックアップシステム	国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策	東日本大震災を契機として、医療情報のバックアップを行うことの必要性がこれまで以上に認識されているところ、平成24年度補正予算におけるバックアップデータ災害時Web参照システムの構築後、定期的にフオロアップを行ってきたが、設置後時間が経過し、データ量の増大やサーバー等の耐用年数超過に対応するため、これらシステムの更新・機能強化等の緊急対策を実施する。	国立大学附属病院:45箇所	2019 年度まで	東西2拠点に置いてバックアップデータ災害時Web参照システムを更新完了し、全ての国立大学附属病院で継続して診療情報のバックアップを実施することで災害時の医療情報喪失ゼロとする	国立大学法人東京大学	文部科学省
59	災害対応基盤施設	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、高度救急医療支援センターのうち、特に重篤な内部被ばく患者等の受け入れ拠点となる1カ所について、内部被ばくの治療に必要な施設設備の老朽化・劣化等の課題があることから、当該施設の整備に関する緊急対策を実施する。	重篤な内部被ばくの治療に必要な線量評価を行うことができる施設の整備:1カ所	2019 年度まで	高度救急医療支援センター(1カ所)において、線量評価など一般の医療機関では対応が困難な重篤な内部被ばく患者の迅速かつ効果的な治療を可能とするため、内部被ばく患者治療施設の整備を完了	高度救急医療支援センターに指定されている機関	環境省
60	衛生	発電施設	国立感染症研究所の自家発電設備等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震を踏まえ、国立感染症研究所において、停電が長期に及んだ場合、重篤な感染症発生時の診断及び検査に支障が生じることから、停電時における業務継続に必要な自家発電設備等について緊急点検を行い、国立感染症研究所のBOPで規定している3日間の停電に対応できない自家発電設備が2台、燃料備蓄タンクの容量が3日間の稼働には不足するものが1基あると判明したため、3日間の停電に対応できる自家発電設備の改良・更新を行い、燃料備蓄タンクの交換等の緊急対策を実施する。	自家発電設備の改良・更新:2台 燃料備蓄タンクの交換:1基 研究棟が屋の防水塗装:3棟 空調機のオーバーホール:38箇所	2019 年度まで	国立感染症研究所の3庁舎において、3日間自家発電設備で運用可能な状態とし、業務継続に必要な環境を整備するため、自家発電設備の更新等を完了	国	厚生労働省
61	衛生	保健所	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所を対象に、災害により停電が生じた場合を想定し、緊急点検を行った。点検の結果、自家発電設備がない施設及び機能が不十分な施設が存在が判明したため、自家発電設備の整備に必要な支援を実施する。	345 箇所	2020 年度まで	地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所について、その機能を3日程度維持できる体制を確保	都道府県、保健所設置市、特別区	厚生労働省

62	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、停電時に医療的処置が必要となる入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備状況の点検の結果を踏まえ、現在整備中であり、今後整備予定のある施設約1,176箇所について、非常用自家発電設備整備の緊急対策を実施する。	整備状況の点検の結果、非常用自家発電設備がない、今後整備予定のある施設約1,176箇所 ＜児童関係施設等＞ 約10箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約298箇所 ＜高齢者関係施設＞ 約361箇所 ＜その他関係施設＞ 7箇所	2019年度まで	非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等 約1,176箇所全て対策完了	北海道府県、市区町村	厚生労働省
63	災害対応基盤施設	矯正施設等	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震において矯正施設は、地域の避難所役割を果たしているが、老朽化した工作物等に被害が発生したことを踏まえ、施設の耐震及び老朽化等の状況の緊急点検を行ったところ、緊急的・優先的に対策が必要な施設が約50施設判明したため、これらに対応した施設整備等の緊急対策を実施する。	＜施設整備等＞ 緊急的・優先的・耐震・老朽化等への対策が必要な施設 ・矯正施設等約50施設	2020年度まで	防災・減災に対する万全の体制を構築するため、緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設の施設について所要の対策を概ね完了	国	法務省
64	災害対応基盤施設	矯正施設の監視システム設備等	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震において矯正施設は、地域の避難所役割を果たしているが、大規模停電等が発生したことを踏まえ、全国の矯正施設約210施設において、監視システム設備等の安定稼働を図るとともに、地域住民の避難所役割としての必要な機能確保等する。	＜長時間の大規模停電等により監視システム設備等の安定稼働が困難となる、また、地域住民の避難場所等として、避難所役割と機能の確保等が困難となるおそれがある施設＞ 約210施設	2020年度まで	全国の矯正施設約210施設において、災害発生時においても、監視システム設備等の安定稼働及び地域住民の避難所役割としての必要な機能確保等するため、監視システム等の更新を完了	国	法務省
65	環境	ソフト	熱中症予防のための緊急対策	平成30年夏季の記録的な酷暑や7月豪雨等の災害時における熱中症の発生が問題となり、災害時における熱中症対策に関する情報提供等の課題が見つかったことから、同様の夏季の災害の発生に備えるために、大地震や豪雨災害等によって避難所等に避難した方々、ボランティアなどに接する者や施設管理者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供出来るよう、熱中症予防情報の発信体制の強化やシンポジウム等知見提供の機会の増加や優良事例の展開等の緊急対策を実施する。	自治体等担当者向けシンポジウム、2カ所 自治体等普及啓発資料の自治体等への配布：全国約140自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市、特別区）等 熱中症予防強化月間イベント、3カ所 暑さ指数(WBGT)の算出体制の強化：暑さ指数(WBGT)算出システム、1カ所	2020年度まで	熱中症予防情報の発信体制の強化を完了。また、夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合を100%にする	国、自治体の熱中症対策担当者、民間事業者等	環境省
66	災害対応基盤施設	地下街	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の地下街を対象に点検を行い、 ・利用者等の安全な避難に支障が生じる恐れのある箇所 ・帰宅困難者受入施設として適切な機能を発揮できない恐れのある箇所 ・複数の地下街等で構成される地域において連携して実施すべき防災対策（避難誘導対策等）が不十分である箇所の約10カ所について、避難誘導看板や止水板の設置、耐震改修、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備等の緊急対策を実施する。	避難誘導看板や止水板の設置、耐震改修、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備等、約10カ所	2020年度まで	緊急点検を実施した地下街において、避難誘導看板や止水板の設置等により、発災時における利用者等の安全な避難や帰宅困難者受入施設としての適切な機能の確保に必要な対策を完了	民間等の地下街管理会社	国土交通省
67	災害対応基盤施設	エレベーター	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	平成30年大坂北部地震等を踏まえ、防災拠点施設となる民間の高層建築物（20階建て以上）に設置されたエレベーターを対象に、地震対策の実施状況の緊急点検を行い、地震により閉じ込めや、故障等による長期の運用は休止が起ころおそれのあるエレベーターについて、地震等管制装置の設置、主要機器の耐震補強措置を実施するなど、エレベーターの地震対策の促進に係る対応策を実施する。	エレベーター 約400台	2020年度まで	防災拠点施設となる民間の高層建築物（20階建て以上）に設置されたエレベーターの地震対策を概ね完了	民間建物所有者	国土交通省
68	災害対応基盤施設	広域防災拠点（都市公園）	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、広域防災拠点となる都市公園（141箇所）を対象に点検を行った結果、司令塔機能等の中核的機能に著しい支障を来している箇所は確認されなかった。 一方で、近年の激甚化する災害を踏まえ、今般と同規模の災害が発生した場合でも中核的機能を十分に発揮するために、機能強化を図る必要がある約60公園について、非常用発電設備の整備、施設の嵩上げ、法面前縁改修、耐震改修、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアフセス確保等の緊急対策を実施する。	＜停電対策＞ 非常用発電設備の整備等、約20公園 ＜豪雨・浸水・暴風、地震対策等＞ 施設の嵩上げ、法面前縁改修、耐震改修、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアフセス確保等、約50公園	2020年度まで	全ての広域防災拠点となる都市公園において、今般と同規模の災害が発生した場合でも司令塔機能等の中核的機能を十分に発揮するための機能強化を完了	国、都道府県、市町村	国土交通省

69	災害対応 基盤施設	通信施設	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等において、地上の電話網が途絶し、唯一・殊なれた衛星通信回線を用いて被害情報の把握を行った市町村が複数あったことから、全国の都道府県、市町村、消防本部を対象に、非常用通信手段の整備状況等の緊急点検を行った。 点検の結果、地上通信網が被災した際に使用可能な衛星通信回線を用いた非常用通信手段が確保されていない地点が存在することが判明したことから、衛星通信設備の整備等に係る緊急対策を実施する。	都道府県1箇所程度(モデル事業)、市町村、消防本部の庁舎200箇所程度(地方公共団体による整備)	＜モデル事業＞ 2018年度まで ＜地方公共団体における衛星通信設備の整備等＞ 2019年度～2020年度まで	各市町村、消防本部において災害時に地上通信網が不通になっても利用可能な通信手段を確保するため、衛星通信設備の整備を大綱二進歩	国(モデル事業)、都道府県、市町村、消防本部	総務省
70	通信	衛星携帯電話	災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策	平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害時に総務省・総合通信局等から地方公共団体等に貸与している衛星携帯電話について、使用環境の改善等が必要と判明したことから、バッテリー交換、蓄電池の整備、屋内利用設備の整備等を実施する。	＜バッテリーの交換＞ 約80台 ＜蓄電池の整備＞ 約10台 ＜屋内利用設備の整備＞ 約60台	2019年度まで	＜バッテリーの購入・交換＞ 総務省・総合通信局等に配備された衛星携帯電話の劣化したバッテリーの交換による使用環境を改善するために、衛星携帯用バッテリーの整備を完了 ＜蓄電池の整備＞ 迅速貸与のため、総務省・総合通信局等へ分散配備 商用電源喪失時の衛星携帯電話の継続使用を可能とするために、衛星携帯電話用蓄電池の整備を完了 ＜屋内利用設備の整備＞ 迅速貸与のため、総務省・総合通信局等へ分散配備 貸与した衛星携帯電話による屋内通信を可能とするために、専用Wi-Fiルーター等の整備を完了	国	総務省
71	災害対応 基盤施設	官署施設等	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省の官署施設等では多数の来庁者がいるため、大地震等により施設が倒壊等した場合、多数の人命に影響を与えるおそれがあることから、北海道胆振東部地震及び平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、施設の耐震及び老朽化等の状況の緊急点検を行ったところ、緊急的・優先的に対策が必要な施設が約100施設判明したため、これらに対応した施設整備等の緊急対策を実施する。	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設、法務省官署施設等 約100施設	2020年度まで	防災・減災に対する万全の体制を構築するため、緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な約100施設について所要の対策を概ね完了	国民間	法務省
72	通信	衛星電話	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の法務省の官庁施設を対象に衛星携帯電話の通信状況及び劣化状況等に関する緊急点検を行い、電波補足不能等の故障が判明し、通信機能に支障が生じている約120台について、衛星携帯電話を更新する緊急対策を実施する。 また、配備している衛星携帯電話は、衛星との通信が建物、壁、山、樹木等の障害物で遮断されてしまったり、台風や豪雨災害等により屋外で使用するものが困難である場合であっても、法務本省、検察庁、各管区施設等約120施設においては、災害応急・復旧対応について、緊急・迅速・頻りに連絡をとることが可能な体制を強化するため、安定的な通信を可能とするIP無線機を導入する緊急対策を実施する。	通信機能に支障が生じている衛星携帯電話：約120台 災害応急時等に安定的な通信を可能とするIP無線機：約120台	2020年度まで	通信機能に支障が生じている衛星携帯電話約120台の更新を完了 管区施設等と本省等とが非同期に安定的な通信を可能とするIP無線機約120台の導入を完了	国	法務省
73	教育	練習船	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	現在、国立大学において保有している練習船について、大規模災害時に、国土交通省等の関係機関からの要請に基づいた災害支援が可能となるよう体制整備に係る緊急支援を実施する。	大規模災害発生時に支援を行うことが可能な練習船の整備：国立大学の保有する練習船2隻	2020年度まで	大規模災害によって陸上からの食料・飲料水・電力等の供給が停止した場合に、国土交通省等の関係機関からの要請に基づき、国立大学の練習船が海上から支援を行う体制を構築する。国立大学の保有する練習船2隻について対策を完了	国立大学法人	文部科学省
74	災害対応 基盤施設	自家発電設備、変電設備等	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策	平成30年台風21号、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の自家発電設備、変電設備等について緊急点検を行い、大規模停電や豪雨災害が生じた際に、浸水や容量不足、故障などによる災害応急対策活動への支障のおそれがあり、緊急にハード対策が必要な15施設程度について、支障のおそれを解消するための自家発電設備、変電設備改修等の緊急対策を実施する。	自家発電設備、変電設備改修等：15施設程度	2020年度まで	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設(緊急にハード対策が必要なもの)において、自家発電設備、変電設備改修等の対策を概ね完了	国	国土交通省
75	災害対応 基盤施設	庁舎自家発電施設	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による北海道全域の停電を踏まえ、庁舎自家発電施設の状況等について緊急点検を行い、災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす危険箇所が判明した施設について、施設改修の緊急対策を実施する。	災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設：1か所	2018年度まで	災害対策拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設をゼロにする 災害対策拠点として機能維持を図るための電力が確保されている庁舎の割合 現状：90.9% →達成目標：100% (2018年度)	国	国土交通省
76	観測	監視設備(沖ノ島、官庁施設)	沖ノ島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策	台風第8号による監視設備の損傷を踏まえ、沖ノ島の監視・観測設備等について緊急点検を行い、沖ノ島島で現在実施している観測拠点施設の更新に合わせ、通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の緊急対策を実施する。	通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の必要な設備	2018年度まで	観測拠点施設の更新に合わせ、通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等を行い、必要な対策を概ね完了	【沖ノ島】 ①国	国土交通省

77	人材	各種インフラ等	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策	建設技能者の高齢化が急速に進む中、防災・減災、国土強靱化の推進に支障を来さないよう、処遇改善による担い手確保等の取組を通じて、総合的な対策を実施する。	全国	2020年度まで	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（掲げられた各事業の円滑な施工を確保するため、関連の制度改正を視野に、処遇改善による担い手確保等の取組を大幅に進捗	国	国土交通省
78	災害対応基盤施設	官邸、緊急時対応センター（ERC）、緊急事態対応対策拠点施設（OFC）	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	平成30年台風21号を踏まえ、緊急時の対策拠点となる官邸、ERC、OFC等に設置している固定衛星通信設備の緊急点検を行い、異常は無かつたが8拠点は緊急性が高い、経年劣化が確認されたため、速やかに異常気象等にも耐えうる設備更新の緊急対策を実施する。新設する1拠点についても上記を踏まえて実施する。また、8拠点も経年劣化が見受けられたことから今後3ヶ年で設備更新を実施する。	全国	2020年度まで	＜固定衛星通信設備の整備＞ 27拠点の固定衛星通信設備等を全て更新 ＜OFC整備＞ 全てのOFCにおいて、自然災害時のOFC機能を維持するため、浸水対策施設や砂防施設の整備等を完了	国	環境省・内閣府
79	災害対応基盤施設	モニタリングポスト	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による停電及び台風21号等による水害の影響により生じた、原子力事故の緊急時防護措置等用のモニタリングポストの一時停止や伝送遅れの不具合の発生を踏まえ、道府県が所有するモニタリングポストの電源及び通信の設備の構成、停電が長期化した場合や浸水した場合の代替設置用モニタリングポストの保有状況等の点検を行った。その結果、停電時における非常用電源が十分確保されていないなど、災害時のモニタリング機能の維持に関して約1,000件の課題があることが判明した。これを踏まえ、非常用発電機や可搬型モニタリングポストの整備、多様な通信手段の確保等により、災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方策を実施する。	全国	2020年度まで	＜モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの＞ ＜モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの＞ （電源）約140件 （通信）約140件 ＜電子式線量計等の通信の多重化緊急時の防護措置の判断に使用するもの＞ （通信）約20件	道府県	環境省・内閣府
80	災害対応基盤施設	放射線測定設備・資機材等	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等（放射線測定設備・資機材等の整備）	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、同様の災害の発生に備えるために、 ①国所有の緊急時モニタリングに係る設備、資機材を確実に使用できる状態を維持するためにはモニタリングカーの緊急自動車化や車載機器の更新等が必要である ②道府県で実施される空間放射線量測定が途絶しないためには道府県が放射線の常時監視に使用している機器の更新・耐震化等が必要である という課題があり、必要な緊急対策を実施する。	全国	2020年度まで	①＜緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備＞ ①＜緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備＞ 2019年度まで ②＜モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備＞ 2019年度まで	道府県	環境省
81	災害対応基盤施設	放射線防護施設、原子力災害医療施設・設備等	放射線防護施設等に 関する緊急対策	自然災害により原子力災害が発生した際においても、安全に一時の屋内退避を行うための施設や原子力災害医療施設・設備等を整備する等の緊急対策を実施する。	全国	2018年度	＜放射線防護対策等事業＞ 10道府県約20件 ＜原子力災害医療施設等整備事業＞ 11道府県約15件	道府県	内閣府
(3) 避難行動に必要な情報等の確保									
No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府庁名
82	通信	通信インフラ	準天頂衛星システムに関する緊急対策	平成30年7月豪雨等大規模自然災害を踏まえ、準天頂衛星システムを活用した災害時の通信機能の充実な整備の必要性が高まっているところ、衛星開発の効率化を加速化を図り、災害時に確実に通信できる体制を構築するための緊急対策を実施する。	準天頂衛星システム	2020年度まで	準天頂衛星システム5-7号機の開発の効率的な加速化を実現	国	内閣府

83	通信	情報システム設備	アラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策	アラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や地団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、緊急対策を実施する。	アラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様	2019 年度まで	アラートの地図化システムに機能拡張する際の標準仕様を完了	アラートや都道府県防災情報システムに知見のある民間事業者	総務省
84	災害対応基礎施設	多言語音声翻訳基礎技術	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	平成30 年台風第 21 号及び北海道胆振東部地震において、訪日外国人等に対する多言語での避難情報等の提供が不十分な面があったので、適切な避難行動が困難な事態が発生したことから、情報提供基盤の抜本的強化に向けて多言語音声翻訳や基礎技術を高度化する。	クラウド型多言語音声翻訳システム	2019 年度まで	防災関係機関が、クラウド型多言語音声翻訳システムの導入を容易とする環境整備を完了	国	総務省
85	通信	通信施設	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	重要インフラの緊急点検等を踏まえ、災害時に地域での訪日外国人に対する多言語での避難情報が提供できず、適切な避難行動が困難な事態が生じたことから、大規模災害に備え、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施する。	映像配信プラットフォームに係る標準仕様	2019 年度まで	4K/8K等コンテンツの映像配信プラットフォームに避難情報を発信する機能を拡張する際の標準仕様の策定を完了	映像配信プラットフォームに知見のある民間事業者	総務省
86	通信	防災行政無線	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策	平成30 年7 月豪雨を踏まえ、豪雨災害時に速やかに対応することが求められる地域において、避難指示等の情報が届きにくい高齢者世帯等に確実な情報を伝えるよう、戸別受信機等を配備することにより、情報伝達の確実性を向上させる緊急対策を実施する。	250 市面付程度	2020 年度まで	250 市面付程度（防災行政無線等の戸別受信機未配備団体）について全て対策を完了	市町村	総務省
87	観測	災害把握のための観測施設・設備	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の地震火山観測点及び海底地震・津波観測網等について電力断・回線断等の際の、バックアップ体制やシステムの堅牢性等について緊急点検を行い、故障している観測点の復旧や、発災時に常時観測の継続に支障をきたす恐れのある観測点の更新及び観測システムの計画の早利着手の緊急対策を実施する。	＜地震観測網の復旧・更新＞ H-net 約70箇所、F-net 約10箇所、K-NET約120箇所 ＜南海トラフ海底地震津波観測網の構築＞ 高知県沖～日向灘の海域/箇所数確認は困難	＜地震観測網の復旧・更新＞ 平成30年7月豪雨により特に被害を受けた地域等における緊急対策箇所全ての復旧・更新を完了 ＜南海トラフ海底地震津波観測網の構築＞ 防災システム構築の遅滞を阻止するため、早利着手により、システム構築を大膽に進捗	国立研究開発法人防災科学技術研究所	文部科学省	
88	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の水文観測・監視施設の緊急対策	平成30 年7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の河川の水文観測・監視施設等を対象に観測・通信機能の安全性等の緊急点検を行い、浸水や停電により継続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所が約1,100 箇所、河川監視カメラが約300 箇所等について、浸水・停電対策を実施する。	＜水文観測所＞ 国管理河川：約200箇所、都道府県管理河川：約400箇所 ＜水文観測所の停電対策＞ 国管理河川：約200箇所、都道府県管理河川：約400箇所 ＜河川監視カメラの停電対策＞ 国管理河川：約300箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 約200箇所 ・整備局間の通信の増強 10 地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、約300 箇所 ・大容量小型移動無線の配備 10 地方整備局等、約150 事務所	2018 年度まで	水文や停電により継続的な観測ができなくなる重要な水文観測所の解消 ＜監視施設＞ 浸水や停電により継続的な監視や通信ができなくなる重要な監視施設・庁舎等の解消	国土交通省 国、都道府県、政令指定都市	国土交通省
89	河川	情報収集	全国の大河川における情報収集に関する緊急対策	平成30 年7 月豪雨を踏まえ、複数河川で同時に被災が発生した場合又は連続して襲来する台風などに対する情報収集体制についての緊急点検を行い、複数河川で同時に被災が発生した場合等の情報収集体制に課題がある水系について、台風通過後直後のペリコプターによる情報収集ができない強風下においても飛行可能な全天候型ドローンの整備、災害発生後の二次被害防止のための情報収集効果の高、陸上・水中ドローンの整備の緊急対策を実施する。	全天候型ドローン：国管理河川 約30台 陸上水中レーザードローン：国管理河川 約10 台	2018 年度まで	＜全天候型ドローン＞ 国管理河川において、命を守る堤防等の被害情報の即時収集、伝達を図るため、応援も含めた必要なドローンの配備を概ね完了 ＜陸上・水中レーザードローン＞ 国管理河川において、命を守る堤防等の水面下の被害状況を迅速に収集、伝達するため、応援も含めた必要なドローンの配備を概ね完了	国	国土交通省

90	河川	情報基盤	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、住民自らの行動に結びつく災害ハザード・リスク情報共有の方法、手段等について緊急点検を行い、監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所約3,900箇所、河川情報の空白地帯のある河川約150河川等について、切迫性のある分りやすい河川情報や危険情報を提供するための緊急対策を実施する。	＜切迫性のある河川情報の提供＞ ・監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所 ・簡易型河川監視カメラ等の設置(国・約1,700箇所、都道府県：約220箇所) ・水害リスクラインの構築(一級水系) ＜分りやすい河川情報の提供＞ ・情報の一元化の観点から提供する内容の改善が必要なシステム(川の防災情報、DWAAPS、浸水ナビ等) ＜空白地帯のない河川情報の提供＞ ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 - 都道府県：約150河川 - 市町村：約800市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム - 下流地域の浸水想定図等が必要なダム ①国：約100ダム ②県：約200ダム	＜切迫性のある河川情報の提供＞ 氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所において、簡易河川監視カメラ等の設置や水害リスクラインのシステムの構築を完了 ＜分りやすい河川情報の提供＞ 河川情報提供基盤の河川情報の拡充を行うとともに、水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムを構築完了 ＜空白地帯のない河川情報の提供＞ 想定最大規模の洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップの概成 ダム下流地域の浸水想定図の作成を完了するとともに、警報設備の改良等により住民への周知体制の確立を完了	国、都道府県、政令指定都市、市町村 国土交通省
91	下水道	情報基盤	全国の洪水浸水のソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区について、想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップの作成状況等の緊急点検を行ったところ、作成していない約20地方公共団体について、想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成の実施する。	＜想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等の作成＞ 想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約20地方公共団体	内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区において、想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等の作成を概ね完了	国土交通省 都道府県、政令指定都市、市町村
92	海岸	情報基盤	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	台風第21号や第24号等を踏まえ、全国において海岸のソフト対策に関する緊急点検を行い、観測体制の強化や津波・高潮浸水想定区域の指定、津波・高潮ハザードマップの作成等の緊急対策を実施する。	観測体制の強化 約30施設 調査研究等 数件程度 浸水想定公表 高潮：2020年度までに約30海岸・都道府県 ハザードマップ：2020年度までに約50市町村	■観測体制 【海岸】 ①国②管理者(調査研究等) 国 ■浸水想定等の推進 ②都道府県 ■高潮・津波ハザードマップ ③市町村 ■浸水ナビのデータ拡充 ①国	農林水産省・国土交通省
93	砂防	情報基盤	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の都道府県及び市町村並びに気象庁において、土砂災害へのソフト対策の取組状況の緊急点検を行い、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、基礎調査の実施、土砂災害ハザードマップの作成、気象庁では、土砂災害警戒判定メッシュの高精度化の緊急対策を実施する。	＜基礎調査＞ 基礎調査の完了：約4万箇所 ＜ハザードマップ＞ 土砂災害ハザードマップの整備：約250市町村 ＜土砂災害警戒判定メッシュ＞ 土砂災害警戒判定メッシュの提供、改善が必要なシステム	＜基礎調査＞ 基礎調査の完了：約4万箇所 ＜ハザードマップ＞ 土砂災害ハザードマップ 土砂災害のおそれが高い市町村で土砂災害ハザードマップの作成完了 ＜土砂災害警戒判定メッシュ＞ 土砂災害発生のおそれがある地区を的確に絞り込んだメッシュ情報の提供、改善を完了	国、都道府県、市町村 国土交通省

94	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、全国の火山周辺等の監視カメラ等を対象に、電源・通信等の機能確保体制について緊急点検を行い、機能確保体制が脆弱な約150箇所について、監視カメラ等の通信回線や電源設備の多重化、通信・電源の状況確認機能整備等の緊急対策を実施する。 長期噴火活動が休止している火口の監視体制について緊急点検を行い、噴火の発生が把握出来ない火口を有する火山が7火山あることから、火山監視カメラ等の整備の緊急対策を実施する。 平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、庁舎の非常用電源の設備状況を緊急点検を行い、非常用電源の不具合により庁舎機能が一部停止するおそれがある箇所について、庁舎の非常用電源・通信施設等の増強等の緊急対策を実施する。	＜カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備＞ 監視カメラの電源設備・通信回線の多重化：約150箇所 ＜監視体制の強化＞ 監視カメラ等の整備：約10箇所 ＜庁舎の非常用電源整備＞ 予備電源設備の整備：約10箇所	＜カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備＞ 2020年度まで ＜監視体制の強化＞ 2018年度まで ＜庁舎の非常用電源整備＞ 2019年度まで	＜カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備＞ 重要：監視カメラの電源・通信の機能確保体制の完成 ＜監視体制の強化＞ 草津白根山の噴火を踏まえ、監視体制の構築を完了 ＜庁舎の非常用電源整備＞ 災害対策拠点施設の非常発電源設備完成	国、都道府県	国土交通省
95	観測	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象・地震等の観測施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時や停電時等に観測データの収集に支障が生じ、気象・地震等の監視・予測に大きな影響を及ぼすおそれのある施設が約1,300カ所判明したため、これら施設について機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備を実施する。	＜観測施設の機能強化＞ 気象レーダーの整備：約10カ所 地域気象観測システムの整備：約1,100カ所 ＜電源の強化＞ 観測機器非常用電源設備等の整備：約900カ所 ＜通信の強化＞ 観測機器非常用通信設備等の整備：約30カ所 ＜代替施設の整備＞ 可搬型観測装置等の整備：約70式	＜観測施設の機能強化＞ 2020年度まで ＜電源の強化＞ 2020年度まで ＜通信の強化＞ 2018年度まで ＜代替施設の整備＞ 2018年度まで	＜観測施設の機能強化＞ 大規模災害発生時においても観測を確実に継続するため、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい主要観測施設について、機能強化した施設整備を完了 ＜電源の強化＞ 停電時等においても観測を確実に継続するため、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設の非常用電源・通信設備等の整備を完了 ＜通信の強化＞ 通信の所轄においても観測を継続するため、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設の観測機器非常用通信設備の整備を完了 ＜代替施設の整備＞ 機能が喪失した場合においても緊急に機能を復旧させるため、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設について、可搬型観測装置等の整備を完了	国	国土交通省
96	観測	気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策	気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象業務を維持するための拠点施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時等において自家発電設備の浸水等により業務の継続が困難になるおそれや、官署間の連絡を行う情報通信設備の冗長性が確保されていない等、課題がある約70カ所の施設について、これら課題に対応した電源設備・情報通信設備等の整備を実施する。	自家発電設備・情報通信設備の整備：約70カ所	2020年度まで	大規模災害時や通信の途絶時等においても気象業務の継続性を確保するため、気象業務を維持するための拠点施設について、自家発電設備・情報通信設備等の整備を完了	国	国土交通省
97	観測	地震・火山等の状況を監視・観測する施設	電子基準点網等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震や草津白根山の噴火等、相次ぐ自然災害を踏まえ、地殻変動の監視・観測等の継続性確保に必要な電子基準点網（GNSS 連続観測システム）等の強化のための緊急対策を行う。	(1) 電子基準点の移設 数件程度 (2) 電子基準点網等の強化 千件程度 (3) 衛星SARによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化 数件程度 (4) 電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化 必要な体制について引き継ぎ検討	2020年度まで	災害時でも運用を継続し、安定したデータを提供できるよう、電子基準点網等のうち、特に被災リスクの高い施設等について耐災害性強化が策定程度を概ね完了 地殻変動監視情報等を迅速に提供できるよう、代替、補完機能の強化に必要な対策数件程度を概ね完了	国	国土交通省

98	宅地	情報基盤	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策 液状化のソフト対策に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の地方公共団体を対象に、宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する点検を行い、 ・大規模盛土造成地の危険性の把握が不十分な約1,100市区町村 ・液状化の危険性の把握が不十分な約1,700市区町村 について、国による基礎マップの作成や地方公共団体による高度化等の緊急対策を実施する。	＜滑動崩落対策＞ 大規模盛土造成地マップの作成・公表：約800市区町村 大規模盛土造成地の調査：約500市区町村 ＜液状化対策＞ 液状化ハザードマップの作成・公表：約1,350市区町村 液状化ハザードマップの高度化：約350市区町村 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 数十箇所程度	＜滑動崩落対策＞ 大規模盛土造成地マップの作成・公表：2019年度まで 大規模盛土造成地の調査：2020年度まで ＜液状化対策＞ 2020年度まで ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 2020年度まで	＜滑動崩落対策＞ 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率の目標を上方修正し、前倒しで達成 現状：66% →達成目標：70% (2020年) →達成目標：100% (2019年度) 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率 100%を達成 大規模盛土造成地の造成年代調査の実施率 100%を達成 ＜液状化対策＞ 全国の地方公共団体における液状化ハザードマップの作成・公表率 100%を達成 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 高精度なインフラ等の液状化被害推定手法を開発し、特に重要なエリアにおけるインフラ等の液状化被害を推定するため、高精度な液状化ハザードマップの作成マニュアルを編成	国、都道府県、政令指定都市、市区町村、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所 国土交通省
----	----	------	---	--	--	---	---	--

Ⅱ. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

(1) 電力等エネルギー供給の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
99	電力	発電設備・送配電網	電力インフラの強靱化に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電・ブラックアウトが発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることなどで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。	約55万kW	2020年度まで	エネルギー需給構造の強靱化のため約55万kW分の分散型電源等を導入	都道府県、民間事業者、個人	経済産業省
100	電力	風力発電設備	風力発電の安全確保に関する緊急対策	台風第20号等による風力発電設備の倒壊事故を受けて、倒壊した風力発電設備と同様の構造を有する風力発電設備の安全性について緊急点検を行い、安全性の確認されていないものについては、原因究明を行い、必要に応じて、対策を指示。	約700基の内数	原因究明を行い、必要に応じて、対策を指示	緊急点検で緊急対策を行う必要があるとされた風車の安全対策(対策率100%)	発電事業者	経済産業省
101	燃料	燃料出入荷設備	製油所・油槽所に関する緊急対策	全国の製油所(22箇所)・油槽所(110箇所)について、停電時出荷能力や強靱化(液状化・津波対策)の進捗の緊急点検を行い、その結果を踏まえ、大規模災害時にも確実に燃料供給が行えるよう、製油所・油槽所の非常用発電設備の整備・増強や設備の更なる強靱化のための緊急対策を実施する。	非常用発電設備の整備・増強や更なる強靱化対策の必要がある製油所・油槽所	2020年度まで	各地域で災害時にも平時と同程度の燃料の出荷能力を維持するため、非常用発電設備未設置の油槽所や燃料供給の要となる製油所・油槽所において非常用発電設備の整備・増強を大幅に進歩 また、強靱性評価未実施の製油所・油槽所において評価を実施し、その結果を踏まえ強靱化対策を大幅に進歩	石油精製事業者	経済産業省
102	燃料	燃料供給設備	燃料供給上重要なSS(サーピステーション)等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国のSS等における自家発電設備の整備状況及び災害時の緊急配送用ローリーの配備状況の緊急点検を行ったところ、更なる強靱化対策を進めていく必要があることから、SS等における自家発電設備の整備、緊急配送用ローリーの配備等の緊急対策を実施する。	SS等における自家発電設備の整備: 全国約8000箇所 緊急配送用ローリーの配備: 全国約6,700台	2020年度まで	<SS等における自家発電設備の整備> 停電発生時の燃料需要に対し、十分な燃料供給体制を確保するため、自家発電設備を備えたSS等を全国約8000箇所整備 <緊急配送用ローリーの配備> 停電発生時の燃料供給要請に対し、機動的に対応できる体制を確保するため、緊急配送用ローリーを全国約6,700台配備	揮発油販売業者等	経済産業省
103	燃料	ガス事業用LNG基地等	ガス事業用LNG基地等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国のガス事業用のLNG基地等へ自家発電設備の設置状況等の緊急点検を実施。長時間停電時、ガス事業者の供給機能を維持するために電気が必要である事業所のうち、自家発電設備等の導入が必要な2事業所、自家発電設備を保有しているが、ガスの長時間連続製造(供給)課題がある22事業所に対し、自家発電設備整備等の緊急対策を実施する。	<自家発電設備等の導入が必要な事業所> 2事業所 <ガスの長時間製造(供給)課題がある事業所> 22事業所	2020年度まで	自家発電設備を保有していない全ての事業所及び自家発電設備を保有しているが、ガスの長時間連続製造(供給)課題がある全ての事業所について、自家発電設備等を整備	民間等のガス事業者	経済産業省
104	燃料	球形貯槽等の高圧ガス設備	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策	東日本大震災における球形貯槽崩壊の被害をうけ、既存の高圧ガス設備については、最新の基準に適用するよう耐震補強が求められている。今後、南海・トラフ巨大地震等、より大きな地震が発生する可能性も指摘されており、当補強については緊急に実施しなければならぬ。大規模地震対策として、既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合させるために補強工事を行う事業者に対し、補強を実施する。	石油化学関連設備 31基以内、石油精製関連設備9基以内	2020年度まで	既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合化させることにより、高圧ガスに係る災害事故による人的被害の抑制。最小化を大幅に進捗(2022年度に耐震対策を完了)	民間事業者	経済産業省
105	電力	再エネ・蓄エネ設備	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	平成30年の大規模災害を踏まえ、全国の再エネ・蓄エネシステム(太陽光発電、蓄電池等)の破壊状況及び災害時の機能発揮状況について緊急点検を行い、発電・蓄電容量の不足及び停電時の自立運転が不可能といった課題が判明したため、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再エネ・蓄エネシステムの整備等の緊急対策を実施する。	<公共施設> 47都道府県等の避難所等 約250カ所 <民間施設> 災害時の電源確保が必要な施設等 約270カ所	2020年度まで	<公共施設> 平時の温室効果ガス削減のみならず、大規模災害時のエネルギー供給を確保するため、47都道府県等の避難所等 約250カ所において、再エネ・蓄エネ設備を導入 <民間施設> 平時の温室効果ガス削減に加え、災害時の機能確保のため、災害時の電源確保が必要な施設等約270カ所について、再エネ・蓄エネ設備を導入	環境省	

106	電力	原子力規制 検査業務シ ステム及び 原子力規制 検査ホーム ページ	原子力規制検査の体 制整備に関する緊急 対策	平成30年北海道胆振東部地震等の災害の発生を受けて、同様の災害の発生に備えるために、原子力施設 の復旧の状況を確認する検査及び評価に必要な業務システムが未整備で、状況を迅速に国民が共有でき ないという課題が浮つかったので、原子力規制検査業務システム及び原子力規制検査ホームページ整備 の緊急対策を行う。	＜原子力規制検査業務システムの構 築・整備＞ 原子力規制検査業務システム ＜原子力規制検査ホームページの構 築・整備＞ 原子力規制検査ホームページ	2019 年度まで	国	環境省
-----	----	--	------------------------------	--	--	-----------	---	-----

(2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁 名
107	農業	ダム、頭首 工、排水機 場、水門、農 業用水路、 揚水機場	農業水利施設に関す る緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、 災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行い、自然災害などの非常時に農業用水の供給などの本来 の機能や施設を安全に管理する機能が失われるおそれがある施設が判明したため、早急な対応が必要とな る施設について、非常時にこうした機能を確保するために必要な施設の耐震化等の緊急対策を実施する。	地震時の機能維持 システム ＜原子力規制検査ホームページの構 築・整備＞ 原子力規制検査ホームページ	2020 年度まで	早急に対応が必要な約1,000 地区において、自然災害な どの非常時に農業用水の供給等の機能を確保するため の対策を構成	国、都道府県等	農林水 産省
108	農業	卸売市場	卸売市場に関する緊 急対策	平成30 年台風21 号、北海道胆振東部地震等を踏まえ、一定規模以上の卸売市場を対象に、非常用電源の 設置状況の緊急点検を行った結果、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強く緊急的に対策の必 要な市場の存在が判明したため、停電時の電源確保等に向けた緊急対策を実施する。	停電時の電源確保等 に向けた対策 実施: 約 100 市場	2020 年度まで	卸売市場における生鮮食料品等の安定供給を確保するた め、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強い 市場において、電源確保等に向けた対策を大幅に進歩	地方公共団体、第三 セクター、事業協同組 合、法人等	農林水 産省
109	農業	乳業施設	畜産物の安定供給上 重要な畜産関係施設 (乳業施設)に関する 緊急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために基幹と なる乳業施設の非常用電源設備を導入、これにより、災害時における生乳の持続可能な生産・流通を確保 する。	全国の10 のブロック	2020 年度まで	全国10 のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確 保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100% (2020 年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(都道府 県、農協など地域の 関係者と連携)	農林水 産省
110	農業	貯乳施設(ク ーラーステ ーション)	畜産物の安定供給上 重要な畜産関係施設 (貯乳施設(クーラー ステーション)に関 する緊急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために基幹と なる貯乳施設の非常用電源設備を導入、これにより、災害時における生乳の持続可能な生産・流通を確保 する。	全国の10 のブロック	2020 年度まで	全国10 のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確 保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100% (2020 年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(都道府 県、農協など地域の 関係者と連携)	農林水 産省
111	農業	酪農家	畜産物の安定供給上 重要な畜産関係施設 (酪農家)に関する緊 急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために必要な 非常用電源設備を導入、これにより、災害時における生乳の持続可能な生産・流通を確保する。	全国の10 のブロック	2020 年度まで	全国10 のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確 保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100% (2020 年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(都道府 県、農協など地域の 関係者と連携)	農林水 産省
112	農業	食肉処理施 設	畜産物の安定供給上 重要な畜産関係施設 (食肉処理施設)に関 する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な食肉処理施設(57施設)を対象に緊急 点検を行い、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設について、停電時の対応計画の作 成及び非常用電源設備の導入等により、食肉の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	各都道府県において選定した、大規模 停電時に稼働を確保すべき基幹となる 食肉処理施設のうち、非常用電源設備 の導入が必要な施設 40 施設	2020 年度まで	選定された食肉処理施設において、停電時の対応計画の 作成率 100%(2020 年度)	食肉処理業者	農林水 産省
113	農業	農業用ハウ ス	農業用ハウスの災害 被害防止に関する緊 急対策	本年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐震性のない可能性のある農業用ハウ スの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスの判明したため、被害防止計画を策定し た上で農業用ハウスの補強等の対策を実施する。	約9,000 ha	2020 年度まで	対策が必要な約9,000ha について、農業用ハウスの被害 防止計画の策定と、補強等の対策を完了	地方自治体等	農林水 産省
114	漁港	防波堤、荷さ ばき所、製 氷施設、冷 凍・冷蔵施設 等	流通・防災上特に重 要な拠点・港湾におけ る緊急対策	北海道胆振東部地震及び平成30年台風21号を踏まえ、流通や防災上特に重要な漁港を対象に、防波堤等 の安全性や荷さばき所等における主要電源の浸水リスク等の緊急点検を行い、発災時に主要施設の倒壊 や電源の喪失による被害の恐れが強く緊急的に対策が必要な漁港について、防波堤等の強化や主要電源 の浸水対策、非常用電源の設置等の緊急対策を実施する。	約60 漁港	2020 年度まで	約の漁港で防波堤や岸壁等の機能強化をするため、整備 を大幅に進歩 うち約20 漁港で荷さばき所等の耐震化や主要電源を確保 するため、整備を大幅に進歩	国、都道府県、市町村 等	農林水 産省

115	水道	水道施設 (取・浄・配水場)	全国の上水道施設 (取・浄・配水場)に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、大規模な断水が生じるおそれがある施設として、(1)停電によるものが139ヶ所、(2)土砂災害によるものが94ヶ所、(3)浸水災害によるものが147ヶ所、(4)2020年度までに耐震化が必要な浄水場3%、配水場4%が判明したため、自家発電設備の設置や対策工事等の緊急対策を実施する。 ※病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設	＜停電対策＞ 139ヶ所 ＜土砂対策＞ 94ヶ所 ＜浸水対策＞ 147ヶ所 ＜地震対策＞ 3%の浄水場 4%の配水場 2020 年度まで	＜停電対策＞ 停電により大規模な断水のおそれが高い、基幹となる取・浄水場において、停電対策を構成 ＜土砂対策＞ 土砂災害により大規模な断水が生じるおそれが高い取・浄水場において、土砂災害対策を構成 ＜浸水対策＞ 浸水災害により大規模な断水が生じるおそれが高い取・浄水場において、浸水対策を構成 ＜地震対策＞ 重要度の高い浄水場の耐震化率を3%、配水場の耐震化率を4%引き上げ 2018 年度以降、年2% (約2000km)のペースに引き上げることで、基幹管路の耐震適合率を 38.7% (2016 年度末実績) から 2022 年度末までに 50%とする 大規模地震や浸水等の大規模災害時においても、工業用水の安定的な供給を確保するため、緊急対策が必要な水の工業用水道施設において、浸水対策、電源喪失防止対策及び耐震化対策を大幅に進捗 「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定等の達成目標を引き上げ 現状目標 50% (平成 28 年度)、 現状目標 50% (平成 30 年度) 一達成目標 55% (平成 32 年)	厚生労働省 都府県、市町村等の 上水道事業者及び水道 用水供給事業者
116	水道	水道管路	全国の上水道管路に関する緊急対策	平成 30 年 7 月豪雨災害や平成 30 年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業者等において、水道管路の災害対応状況について緊急点検を行い、2022 年度までに耐震化すべき基幹管路約 8600km に ついて、耐震化のペースを現在の 1.5 倍に加速させる緊急対策を実施する。	約 4,600km 2020 年度まで	2018 年度以降、年 2% (約 2000km) のペースに引き上げることで、基幹管路の耐震適合率を 38.7% (2016 年度末実績) から 2022 年度末までに 50% とする 大規模地震や浸水等の大規模災害時においても、工業用水の安定的な供給を確保するため、緊急対策が必要な水の安定的な供給	

121	教育	国立大学等設備	国立大学等の基礎的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策	災害発生時における国立大学等の情報通信機能の停止による災害情報等の収集・伝達のために必要な情報通信網への支障や、地震発生時における装置等の破損・破断などにより被害が生じる恐れのある基礎的なインフラ設備の整備を通じて、情報通信機能の確保や人命の保護を図るため、緊急対策を実施する。	災害発生時における国立大学等の情報通信機能の停止による災害情報等の収集・伝達のために必要な情報通信網への支障や、地震発生時における装置等の破損・破断などにより被害が生じる恐れのある基礎的なインフラ設備の整備を通じて、情報通信機能の確保や人命の保護を図るため、緊急対策を実施する。	国立大学等：12箇所 国立大学等	2020年度まで ＜災害廃棄物処理計画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備＞ 模範災害に備えた産業廃棄物処理体制整備 2020年度まで ＜一般廃棄物処理施設の整備及び更新の支援＞（2020年度） 災害時に備えた一般廃棄物処理施設の整備及び更新の支援 2020年度まで	国立大学等 国、自治体及び事務組合 環境省	国土強靱化に資する基礎的インフラ設備の整備完了	国立大学等	文科科学省
122	環境	廃棄物処理施設	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備 緊急支援及び一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	平成30年大坂北部を震源とする地震等を踏まえ、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理施設に関する緊急点検を行い、災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体について、全国8ブロックからそれぞれ代表的な事例となるような自治体約120自治体や、災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設約60施設について、災害廃棄物処理計画策定の促進を強化して行うほか、災害時の事故リスクが懸念される施設について、施設の整備及び更新を支援するとともに、防災機能の向上を図る等の緊急対策を実施する。	平成30年大坂北部を震源とする地震等を踏まえ、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理施設に関する緊急点検を行い、災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体について、全国8ブロックからそれぞれ代表的な事例となるような自治体約120自治体や、災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設約60施設について、災害廃棄物処理計画策定の促進を強化して行うほか、災害時の事故リスクが懸念される施設について、施設の整備及び更新を支援するとともに、防災機能の向上を図る等の緊急対策を実施する。	国立大学等：12箇所 国立大学等	2020年度まで ＜災害廃棄物処理計画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備＞ 模範災害に備えた産業廃棄物処理体制整備 2020年度まで ＜一般廃棄物処理施設の整備及び更新の支援＞（2020年度） 災害時に備えた一般廃棄物処理施設の整備及び更新の支援 2020年度まで	国、自治体及び事務組合 環境省	国土強靱化に資する基礎的インフラ設備の整備完了	国立大学等	文科科学省
123	環境	特定支障除去等事業地	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を受けて、不法投棄等事業による汚染が大雨等で流出するリスク（地下水汚染除去工事箇所）の近接地における土砂崩落等が判明したことから、こうした災害の発生に備えるために、特定産業廃棄物起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき5か所の産業廃棄物の不法投棄等事業について、緊急対策を実施する。	平成30年7月豪雨等を受けて、不法投棄等事業による汚染が大雨等で流出するリスク（地下水汚染除去工事箇所）の近接地における土砂崩落等が判明したことから、こうした災害の発生に備えるために、特定産業廃棄物起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき5か所の産業廃棄物の不法投棄等事業について、緊急対策を実施する。	国立大学等：12箇所 国立大学等	2020年度まで 特定支障除去等事業による緊急対策を、平成32年度までに完了	都道府県等 環境省	特定支障除去等事業による緊急対策を、平成32年度までに完了	都道府県等	環境省
124	環境	プラスチックリサイクル設備	災害に強いリサイクル設備（省CO ₂ 型）リサイクル設備 高度化設備 備促進緊急対策	平成30年7月豪雨等における大規模自然災害を踏まえ、大量に発生した家電・小型家電等の災害廃棄物に対応したリサイクル・適正処理体制を整備する必要がある。これらの災害廃棄物には多くのプラスチックが含まれており、廃プラスチックについては災害時のみならず、平時においても中国等の禁輸措置の影響により国内での廃プラスチックの消費に喫緊の課題となっている。災害時に大量発生した廃プラスチックの安定的なリサイクル体制を確保するために、災害時に基礎的なリサイクル拠点となる約240か所にプラスチックリサイクル体制の拡充・強化のための新規設備を導入することにより、災害に強く、より高度なリサイクル体制整備を行う緊急対策を実施する。	平成30年7月豪雨等における大規模自然災害を踏まえ、大量に発生した家電・小型家電等の災害廃棄物に対応したリサイクル・適正処理体制を整備する必要がある。これらの災害廃棄物には多くのプラスチックが含まれており、廃プラスチックについては災害時のみならず、平時においても中国等の禁輸措置の影響により国内での廃プラスチックの消費に喫緊の課題となっている。災害時に大量発生した廃プラスチックの安定的なリサイクル体制を確保するために、災害時に基礎的なリサイクル拠点となる約240か所にプラスチックリサイクル体制の拡充・強化のための新規設備を導入することにより、災害に強く、より高度なリサイクル体制整備を行う緊急対策を実施する。	国立大学等：12箇所 国立大学等	2020年度まで 災害時の基礎的なリサイクル拠点となる約240か所にプラスチックリサイクル設備の導入を完了	非営利法人 環境省	災害時の基礎的なリサイクル拠点となる約240か所にプラスチックリサイクル設備の導入を完了	非営利法人	環境省
125	環境	浄化槽	浄化槽に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置状況（設置後経過年数、破損、漏水等）について緊急点検を行い、約400万基ある単独浄化槽のうち廃棄物処理施設整備計画に基づき軽微すべき単独浄化槽であって、早期に軽微が必要な浄化槽が残りしていることが判明した。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクが増加し、伝染病等の発生につながる。こうした災害の発生に備えるために、浄化槽の補修・更新を計画的に行い、更新及び維持管理に係る費用を削減するための各自治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラインを作成する等の緊急対策を実施する。	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置状況（設置後経過年数、破損、漏水等）について緊急点検を行い、約400万基ある単独浄化槽のうち廃棄物処理施設整備計画に基づき軽微すべき単独浄化槽であって、早期に軽微が必要な浄化槽が残りしていることが判明した。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクが増加し、伝染病等の発生につながる。こうした災害の発生に備えるために、浄化槽の補修・更新を計画的に行い、更新及び維持管理に係る費用を削減するための各自治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラインを作成する等の緊急対策を実施する。	国立大学等：12箇所 国立大学等	2020年度まで 単独浄化槽：約19万基	国、地方公共団体および個人の単独浄化槽管理者 環境省	浄化槽整備区域内の合併浄化槽敷設割合を、現状の62%（平成29年度実績）から70%とする	国、地方公共団体および個人の単独浄化槽管理者	環境省
126	環境	浄化槽	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の発生を受けて、浄化槽の破損等の報告があった。長期継続している浄化槽は災害が発生した場合の破損リスクが大きくなり、それにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクが増加し、伝染病等の発生につながる。ことから、こうした災害の発生に備えるために、浄化槽の補修・更新を計画的に行い、更新及び維持管理に係る費用を削減するための各自治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラインを作成する等の緊急対策を実施する。	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の発生を受けて、浄化槽の破損等の報告があった。長期継続している浄化槽は災害が発生した場合の破損リスクが大きくなり、それにより土壌や地下水への大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスクが増加し、伝染病等の発生につながる。ことから、こうした災害の発生に備えるために、浄化槽の補修・更新を計画的に行い、更新及び維持管理に係る費用を削減するための各自治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラインを作成する等の緊急対策を実施する。	国立大学等：12箇所 国立大学等	2020年度まで 浄化槽整備事業を行っている都道府県、市町村	国 環境省	長寿命化計画策定のためのガイドラインの公表と関係自治体への周知完了	国	環境省
127	環境	POB廃棄物処理施設	JESCO高濃度POB処理施設に関する緊急対策	平成30年大坂北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、地震によるJESCO高濃度POB処理施設の設備故障を防ぐため、JESCO高濃度POB処理施設の設備等の点検を行った結果、処理の安全性を確保し、設備の故障リスクを低減するとともに地元住民の安全・安心を確保するために早期に補修・改修が必要な設備等が判明したため、当該設備等の補修・改修を行うとともに、施設の確保かつ速やかな原状回復を進める等の緊急対策を実施する必要がある。	平成30年大坂北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、地震によるJESCO高濃度POB処理施設の設備故障を防ぐため、JESCO高濃度POB処理施設の設備等の点検を行った結果、処理の安全性を確保し、設備の故障リスクを低減するとともに地元住民の安全・安心を確保するために早期に補修・改修が必要な設備等が判明したため、当該設備等の補修・改修を行うとともに、施設の確保かつ速やかな原状回復を進める等の緊急対策を実施する必要がある。	国立大学等：12箇所 国立大学等	2020年度まで JESCO高濃度POB処理施設（5カ所）	環境省	対象となる全ての施設で補修・改修を完了	JESCO等 環境省	環境省
128	環境	POB廃棄物保管事業場	POB早期処理のための緊急対策	平成30年大坂北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、災害によるPOB廃棄物の紛失を防ぐため、こうした災害に備えるために、未把握の高濃度POB廃棄物及び使用製品が未だに市中に多数残れているといった課題に対応し、災害時のPOB廃棄物の紛失リスクを低減するため、各都道府県・政令市（122自治体）における高濃度POB廃棄物及び使用製品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	平成30年大坂北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、災害によるPOB廃棄物の紛失を防ぐため、こうした災害に備えるために、未把握の高濃度POB廃棄物及び使用製品が未だに市中に多数残れているといった課題に対応し、災害時のPOB廃棄物の紛失リスクを低減するため、各都道府県・政令市（122自治体）における高濃度POB廃棄物及び使用製品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	国立大学等：12箇所 国立大学等	2020年度まで 各都道府県・政令市（122自治体）	環境省	全ての自治体に対し、支援・周知を完了	国 環境省	環境省

(3) 陸海空の交通ネットワークの確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
129	空港	滑走路、誘導路、エプロン	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(基本施設)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、護岸や排水施設の設計条件等の緊急点検を行った結果、部分的な状況下等により必要な護岸高さを確保できていない施設や浸水の可能性が懸念される施設があることが判明したため、護岸の嵩上げや排水機能強化による緊急対策を実施する。 また、液状化の可能性が懸念されることが確認された滑走路等について、所要の前震対策を実施する。	<護岸の嵩上げ・排水機能の強化> 関西国際空港を含む6空港 <滑走路等の耐震対策> 3空港	2020年度まで	<護岸の嵩上げ・排水機能の強化> 航空輸送上重要な空港等16空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される箇所の対策を完了 <滑走路等の耐震対策> 航空輸送上重要な空港等16空港において、滑走路2,500m以上の前震対策を概ね完了	国、民間	国土交通省
130	空港	管制施設、電源局舎、無線局舎	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(無線施設等)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、無線施設の電源設備等の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の施設において浸水の可能性があることが判明したため、施設への止水扉設置や無線施設の被災時の代替機能確保等の緊急対策を実施する。	<無線施設の電源設備等の浸水対策> > 2020年度まで <非常用発電設備等の設置> 関西国際空港を含む8空港	2020年度まで	<無線施設の電源設備等の浸水対策> 航空輸送上重要な16空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される無線施設の電源設備等の浸水対策を完了 <非常用発電設備等の設置> 航空輸送上重要な空港等16空港において、非常時の管制機能等を確保するため、各地方ブロックの拠点となる空港への非常用発電設備等の整備を完了	国、民間	国土交通省
131	空港	ターミナルビル、燃料施設	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(ターミナルビル)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、ターミナルビル等の非常用電源・電気設備の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の電気設備等が地下に設置されており、浸水の可能性があることが判明したため、電源設備等の浸水対策を図る。 また、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、ターミナルビル等の耐震対策の実施状況等の緊急点検を行った結果、補強が必要な吊り天井が確認されたため、所要の対策を図る。	<ターミナルビルの電源設備等の浸水対策> 関西国際空港を含む7空港 <ターミナルビルの吊り天井の安全対策> 約12空港	可能な限り早期の対策完了を目指す	<ターミナルビルの電源設備等の浸水対策> 航空輸送上重要な空港等16空港において、特に浸水の可能性が懸念されるターミナルビルの電源設備等の浸水対策を概ね完了 <ターミナルビルの吊り天井の安全対策> 航空輸送上重要な空港等16空港において、ターミナルビルの吊り天井の安全対策を概ね完了	民間、指定公共機関	国土交通省
132	空港	空港アクセス	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(空港BOP)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、空港全体としての機能維持・復旧に必要な業務継続計画(BCP)について見直しを行う。	<空港BOPの見直し> 約16空港	2018年度まで	<空港BOPの見直し> 航空輸送上重要な空港等16空港において、空港BOPの見直しを概ね完了することで、災害時における円滑な空港全体の機能維持・復旧を図る	国、民間	国土交通省
133	航空交通	管制施設、電源局舎、無線局舎	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(航空路施設)	平成30年台風21号等を踏まえ、航空交通管制施設の施設等を対象に、管制施設の電源設備等の設置状況等の緊急点検を行った結果、一部の施設において浸水の可能性があることが判明したため、施設への止水扉設置による浸水対策を実施する。	<管制施設の電源設備等の浸水対策> > 6施設	2018年度まで	<管制施設の電源設備等の浸水対策> 航空交通(航空路)の管制に必要な施設のうち、特に浸水の可能性が懸念される管制施設の電源設備等の浸水対策を完了	国	国土交通省
134	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策(電源設備)	平成30年の北海道胆振東部地震の影響により、電力会社からの電力供給が停止し、船舶通航信号所の非常用発電機・発電機の燃料切れのため、船舶の交通安全に必要な情報提供が出来なくなった。これを踏まえ、全国の船舶通航信号所を対象に、予備電源設備の状態、現状の電源保持時間について緊急点検を行い、電源保持時間の基準を満たしていない等、課題がある施設が約20箇所判明したため、基準に対応した予備電源設備の整備に関する緊急対策を実施する。	電源保持時間の基準を満たしていない 等、課題がある予備電源設備:約20箇所	2020年度まで	船舶のふくそうする海域の船舶通航信号所において、非常時にも自家発電で72時間の運用が可能となるよう、予備電源設備の整備を完了	国	国土交通省
135	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策(海水浸入防止対策等)	<海水浸入防止対策> 平成30年の台風24号等による灯台の倒壊・損壊を踏まえ、全国の灯台について、亀裂や基礎部の緊急点検を行い、倒壊等の蓋然性の高い灯台が約300箇所あると判明したため、これらの倒壊等を防止するために必要な緊急対策を実施する。 <海城監視体制の強化> 平成30年の台風21号に伴う暴風、波浪の影響により、関西国際空港周辺に遊覧した船舶が走越し連絡橋に衝突したことを踏まえ、海城監視体制について緊急点検を行い、海城監視体制の強化等が必要となる海域5箇所について、走越等一起因する重大な事故の防止を図るために必要な緊急対策を実施する。	<海水浸入防止対策> ①FRP造の灯台(基礎部アノカー留め)で海水浸入防止対策が必要な施設:約50箇所 ②鉄筋コンクリート灯台で亀裂が深 く海水浸入防止対策が必要な施設:約50箇所 海城監視体制の強化 5箇所	2020年度まで	<海水浸入防止対策> 海水浸入防止対策が緊急時に必要な全ての灯台について、海水浸入による倒壊の危険を防止するための対策を完了 <海城監視体制の強化> 海城監視体制の強化等が必要な全ての海上空港周辺海域について、走越等一起因する重大な事故の発生を防止するための対策を完了	国	国土交通省
136	道路	信号機	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の信号機電源付加装置の整備・保守状況等に係る緊急点検を行い、動作不良の状態があるものを含め、今後優先して更新・整備を行うべき箇所が確認できたことを踏まえ、災害による停電が発生した際でも、道路交通に大きな混乱が生じることのないよう、要緊に約1,000台の信号機電源付加装置を更新・整備する緊急対策を実施する。	信号機電源付加装置約1,000台	2020年度まで	動作不良の状態にあるものを含め、信号機電源付加装置約1,000台の更新・整備を完了 2018年度末時点の達成率(見込み)約50%(最終目標を達成するペースの約7割にとどまる) →2020年度までに100%達成	都道府県	警察庁

137	道路	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）	平成30年7月豪雨を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、法面・盛土の緊急点検を行い、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所が存在が判明したため、約2000箇所について土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅などの緊急対策を実施する。また、災害復旧に関する特車許可事務の迅速な処理のための特車審査のシステム構築や電子データ化を行うとともに、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	＜道路法面対策等＞ 約2000箇所	2020年度まで	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 幹線道路等において、豪雨により冠水が想定される約1,200箇所について対策を概ね完了 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ 幹線道路等のアンダーパス部等で豪雨により冠水が想定される約200箇所について対策を概ね完了	国土交通省 国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
138	道路	排水施設等の道路構造物	平成30年7月豪雨等の道路の冠水被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、冠水の危険性について緊急点検を行い、冠水発生の恐れのある約1,400箇所について、排水施設等の補修を行う等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 約1,200箇所 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ 約200箇所	2020年度まで	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 幹線道路等において、豪雨により冠水が想定される約1,200箇所について対策を概ね完了 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ 幹線道路等のアンダーパス部等で豪雨により冠水が想定される約200箇所について対策を概ね完了	国土交通省 国、高速道路会社、地方自治体等	国土交通省
139	道路	消波ブロック等の道路構造物	台風21号等の高潮による越波被害や過去の地震による津波被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、越波・津波の危険性について緊急点検を行い、越波・津波の危険性のある約80箇所について、消波ブロック整備等の越波防止対策、ネットワーク整備による越波・津波に係る緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 約80箇所	2020年度まで	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 幹線道路等において、緊急輸送道路上の橋梁の内、今後30年間に高度6以上の橋に昇舞われる確率が28%以上の地域にある橋梁約800箇所について対策を概ね完了 ＜道の駅の前震対策の実施＞ 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけがあり、耐震対策未実施の道の駅約30箇所について対策を概ね完了	国土交通省 国、地方自治体	国土交通省
140	道路	橋梁、道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震において、橋梁・構造物はなかったものの、一部、橋梁前後の盛土部で路面変状が発生した。これらを踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、橋梁の前震対策の実施状況（橋前後区間含む）について点検を行い、耐震対策未実施の約600箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。道の駅については北海道胆振東部地震時に避難所として活用された実績を踏まえ、耐震対策の実施状況について点検を行い、耐震対策未実施の約30箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	＜橋梁の前震対策の実施＞ 約600箇所 ＜道の駅の前震対策の実施＞ 約30箇所	2020年度まで	＜橋梁の前震対策の実施＞ 幹線道路等において、緊急輸送道路上の橋梁の内、今後30年間に高度6以上の橋に昇舞われる確率が28%以上の地域にある橋梁約800箇所について対策を概ね完了 ＜道の駅の前震対策の実施＞ 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけがあり、耐震対策未実施の道の駅約30箇所について対策を概ね完了	国土交通省 国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
141	道路	全国的踏切道に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、全国の踏切道約33,000箇所を対象に、長時間遮断時に大規模な迂回が必要となる箇所の緊急点検を行い、救急活動や人流・物流等に大きく影響を与える可能性のある箇所が約200箇所判明したため、関係機関が長時間遮断時に優先的に行う踏切への指定等や踏切の立体交差化といった緊急対策を実施する。	＜優先的に行う踏切への指定等や立体交差の整備＞ 約200箇所	2020年度まで	＜優先的に行う踏切への指定等や立体交差の整備＞ 長時間遮断時に大規模な迂回が必要となる踏切道において、関係機関が優先的に開放する踏切への指定等を行うとともに、踏切の立体交差化を推進（うち、約20箇所において3年間で立体交差化を完了）	国土交通省 国、地方自治体、鉄道事業者	国土交通省
142	道路	道路施設（道路照明、トンネル照明、CCTV等）、道の駅、庁舎等	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、道路施設、道の駅等の緊急点検を行い、停電により情報が遮断され管理上支障が生じる恐れのある道路施設約1,600箇所、道の駅約80箇所等について、無停電設備（発動発電機、蓄電池）の整備等に係る緊急対策を実施する。	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 約1,600箇所 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 約80箇所	2020年度まで	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 幹線道路等において、事前通行規制区間等の道路施設約1,600箇所について対策を概ね完了 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけのある道の駅約80箇所について対策を概ね完了	国土交通省 国、高速道路会社等、地方自治体	国土交通省
143	道路	道路法面、橋梁等の道路構造物	平成30年豪雪による道路上下の車両滞留の発生を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、緊急点検を行い、待避場所や除雪車の不足等の課題があり、大規模な車両滞留リスクが判明したため、約700箇所について待避場所等のスポット対策や除雪車増強の体制強化等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	＜待避場所等のスポット対策・除雪車増強の体制強化等＞ 対策箇所：約700箇所	2020年度まで	大雪時の大規模な車両滞留リスクを低減させるため、必要な対策箇所約700箇所について、対策を概ね完了	国土交通省 国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
144	道路	電柱	平成30年台風21号の暴風に伴う電柱倒壊を踏まえ、市街地における電柱の危険度等の緊急点検を行い、飛来物等による電柱倒壊の危険性の高い緊急輸送道路の区間（約1万km）において、緊急点検の多い災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った区間について、道路閉塞等を防止する無電柱化による緊急対策を実施する。また、自治体の無電柱化実施体制を点検し、脆弱性が確認されたため、事業実施体制の支園による緊急対策を実施する。	＜電柱倒壊に対応した無電柱化の推進＞ 約1,000km 緊急輸送道路	2020年度まで	電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路（約1万km）において、災害拠点へのアクセスルートのうち約1,000kmについて工事着手（地元調整等を完了）	国土交通省 国、地方自治体、電線管理者	国土交通省

145	下水道	下水道管路	緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における液状化によるマンホール浮上や道路陥没を踏まえ、全国の下水道管路において、緊急輸送路等に布設されているマンホールの浮上防止対策の実施状況や下水道管路の耐震性について緊急点検を実施した結果、緊急輸送路等に布設されている管路のうち、マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち耐震性が確保されていない管路約4万kmについて、マンホール浮上防止対策や管路の耐震化、BOPに基づく早期復旧体制構築等の緊急対策を実施する。	＜マンホール浮上防止対策、管路の耐震化等＞ マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち、耐震性が確保されていない管路約7万kmのうち、過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策約200km、管路の耐震化約600km) 優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線の 鉄道河川橋梁：約50箇所	2020年度まで	緊急輸送路等における緊急車両の交通機関毀損等へのリスク低減策が必要な箇所において対策を概ね完了	国土交通省 都道府県、政令指定都市、市町村、国
146	鉄道	鉄道河川橋梁	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策	橋脚の基礎部分をブロッキング等で補強すること（洗掘防止工）によって、橋脚の洗掘に伴う橋梁の流失・傾斜を防止。また、万が一、橋梁が傾斜する等の異常が発生した場合に、これをセンサーで検知し、列車が橋梁に進入することを防止する信号設備（異常検知システム）を整備。	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線の 鉄道河川橋梁：約50箇所	2020年度まで	利用者が多い線区等において、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道隣接斜面約190箇所について対策を概ね完了	国土交通省 鉄道事業者
147	鉄道	鉄道隣接斜面	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策	モルタル吹き付けやコンクリート材による補強（法面防護工）等を実施し、線路内への土砂流入等の被害を防止。	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線の 鉄道隣接斜面：約190箇所	2020年度まで	利用者が多い線区等において、豪雨により崩壊のおそれがある鉄道隣接斜面約190箇所について対策を概ね完了	国土交通省 鉄道事業者
148	鉄道	地下鉄、地下駅、電源設備等	地下鉄、地下駅、電源設備等の浸水に関する緊急対策	止水板、防水層等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止。 電源設備等の移設、止水板、防水層等の設置により、電源設備等の浸水被害を防止。	利用者が多い線区の 地下駅等出入口：約190箇所、 地下駅等換気口：約30箇所、 地下駅等トンネル坑口：約10箇所、 電源設備等：約60箇所	2020年度まで	利用者が多い線区に位置し、浸水被害が発生した場合には、旅客の安全や列車の運行の確保に基大な影響を及ぼすおそれのある地下駅等出入口約190箇所、地下駅等換気口約30箇所、地下駅等トンネル坑口約10箇所について対策を概ね完了 利用者が多い線区に位置し、列車や運転保安設備（信号等）への電力供給機能を果たし、浸水被害が発生した場合に、列車の運行への影響が特に大きい電源設備等約60箇所について対策を概ね完了	国土交通省 鉄道事業者
149	鉄道	駅、高架橋等	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策	鉄骨ブレース、鋼板巻き等の耐震補強を実施することで、駅、高架橋等の大規模地震による倒壊・損傷を防止。	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、利用者が多い線区の駅：約40箇所 高架橋柱等：約590箇所	2020年度まで	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の利用者数が多い線区において、大規模地震による倒壊・損傷のおそれがある駅約40箇所、高架橋柱等約590箇所について対策を概ね完了	国土交通省 鉄道事業者
150	港湾	外資コンテナターミナル	全国の主要な外資コンテナターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な外資コンテナターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、耐震対策、港湾BOPの充実化の緊急対策を実施する。	コンテナ流出対策：約30施設、電源浸水対策：約20施設、耐震対策：5施設、 港湾BOPの充実化：約40港	2020年度まで	＜浸水対策＞ 浸水被害リスクが高く対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンテナ流出対策約30施設、電源浸水対策約20施設の対策を概ね完了 ＜耐震対策＞ 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、対策を概ね完了 ＜港湾BOPの充実化＞ 各種災害に対する港湾BOPの充実化が必要な約40港において、BOPの充実化を完了	国土交通省 国、港湾管理者

151	香港	内貿ユニットロードターミナル	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、耐震対策、停電対策、発電対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な内貿ユニットロードターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、耐震対策、停電対策、発電対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	コンテナ流出対策：2施設、電源浸水対策：2施設、フェリー可動橋停電対策：約10施設、耐震対策：5施設、港湾BCPの充実化：約65港	2020年度まで	浸水被害リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンテナ流出対策2施設、電源浸水対策2施設の対策を概ね完了 ＜停電対策＞ フェリー可動橋の非常用電源が設置されていない施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について対策を概ね完了 ＜耐震対策＞ 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、耐震対策を概ね完了 ＜港湾BCPの充実化＞ 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約65港において、BCPの充実化を完了	国、 香港管理者 国土交通省
152	香港	クルーズターミナル	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要なクルーズターミナルにおいて、地震時の情報提供体制等の緊急点検を行い、情報提供の体制が不十分等の課題がある施設について、情報提供体制の確保や港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	情報提供体制の確保：2箇所、港湾BCPの充実化：約40港	2020年度まで	＜旅客への情報提供体制の確保＞ 地震時の情報提供体制が整った2施設について、対策を概ね完了 ＜港湾BCPの充実化＞ 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約40港において、BCPの充実化を完了	国土交通省 香港管理者等
153	香港	緊急物資輸送ターミナル	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な緊急物資輸送ターミナルにおいて、岸壁の耐震性等の緊急点検を行い、地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある等の課題がある施設について、耐震強化岸壁の整備や港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	耐震強化岸壁の整備：約10施設、港湾BCPの充実化：約70港	2020年度まで	＜耐震強化岸壁の整備＞ 地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について、対策を概ね完了 ＜港湾BCPの充実化＞ 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約70港において、BCPの充実化を完了	国、 香港管理者
154	香港	臨港道路（橋梁・トンネル含む）	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な臨港道路において、トンネルの冠水対策等の緊急点検を行い、トンネルの冠水リスク、橋梁の地震リスク、道路の液状化リスク等の課題がある施設について、トンネルの冠水対策や道路の液状化対策、橋梁の耐震補強、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	トンネルの冠水対策：2施設、橋梁の耐震補強：約15施設、道路の液状化対策：5施設、港湾BCPの充実化：約85港	2020年度まで	＜トンネルの冠水対策＞ 冠水リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った2施設について、対策を概ね完了 ＜橋梁の耐震補強＞ 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った約15施設について、耐震対策を概ね完了 ＜道路の液状化対策＞ 液状化リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、対策を概ね完了 ＜港湾BCPの充実化＞ 各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要な約85港において、BCPの充実化を完了	国、 香港管理者 国土交通省

155	台湾	防波堤	全国の主要な防波堤に関する緊急対策	平成30年台風21号後の24号、25号、更には過去の大規模風浪や地震・津波等の被災状況を踏まえ、主要な防波堤において、高潮・高波・津波に対する構造物の安定確保等の緊急点検を行い、高潮・高波・津波・津波リスク等の課題がある施設について、防波堤の相継ぎや港湾BCPの充実化等の緊急対策を実施する。	高潮・高波対策：約10施設、津波対策：5施設、港湾BCPの充実化：約65港	2020年度まで	高潮・高波・津波の被災リスクが高く、対策が実施されていない。防波堤のうち、事業実施環境が整った高潮・高波対策約10施設、津波対策5施設の対策を概ね完了。各種災害に対する港湾BCPの充実化が必要となる約65港において、BCPの充実化を完了。	国、台湾管理者	国土交通省
156	海岸・港湾	漁港、道路等	海岸漂着物等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等の記録的豪雨を踏まえ、大畠に発生した漂流、漂着物等による交通インフラへの支障等の課題に対応するために、全国の海岸や港湾施設等における漂流、漂着物等の回収・処理等を行う緊急対策を実施する。	37都道府県の海岸、港湾	2020年度まで	台風時の波浪、津波等による被害を軽減すること。漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸線の漂流、漂着物等の撤去を大畠に連勢	国、都道府県、市町村	環境省
(4) 生活等に必要な情報・通信機能・情報サービスの確保									
No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁名
157	通信	通信施設	携帯電話基地局に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初期対応等課題があつたため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。	＜迅速な応急復旧のための体制整備＞ ＜応急復旧の体制整備＞ ＜車載型基地局等の増設＞ 約100台	2019年度まで	＜迅速な応急復旧のための体制整備＞ 迅速な応急復旧のための体制を整備するために、初期対応における業務フロー等の策定を完了 ＜車載型基地局等の増設＞ 2018年度と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持するために、車載型基地局等の増設を完了	国、通信事業者 ＜車載型基地局等の増設＞ 通信事業者	総務省
158	放送	地上放送施設	地上基幹放送設備に関する緊急対策	地上基幹放送事業者の親局及び主要な中継局等の予備電源設備の設置状況について緊急点検を行ったところ、調査対象の全ての放送設備において、予備電源が確保されていることが確認された。また、災害情報の伝達手段について、緊急性の高い情報の配信遅延等の問題が確認された。これらを踏まえ、次の緊急対策を実施する。 ・災害時に全国の地方公共団体がラジオ局を開発できるよう、臨時災害放送局設備が未整備の地方総合通信局に同設備を整備。 ・災害時における聴覚障害者の情報入手手段確保のため、放送番組の音声を手動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に対し経費を助成。 ・各放送局が災害情報をネット上で迅速かつ円滑に提供できる共通の配信基盤を整備。	＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5局所程度 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築＞ 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通の配信基盤の整備＞ 共通の配信基盤	2019年度まで	＜臨時災害放送局設備の整備＞ 災害時における円滑な臨時災害放送局の開局のために、臨時災害放送局設備の整備を完了 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築＞ 災害時における聴覚障害者の情報入手手段の確保のために、字幕情報提供システムの実用化を完了 ＜災害情報の迅速・円滑なネット配信の実現のために、共通の配信基盤の整備を概成	国 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築＞ 民間企業等 ＜災害情報の共通の配信基盤の整備＞ 放送事業者等	総務省
159	放送	ケーブルテレビ	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所停電等に関する課題があるケーブルテレビ事業者が判明したため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化(ケーブルテレビネットワーク光化)のための緊急対策を実施する。	ケーブルテレビ事業者30者程度	2020年度まで	課題が判明した事業者の課題箇所のFTTH方式への切替えを完了	ケーブルテレビ事業者	総務省
160	鉄道	新幹線の駅、車内	新幹線における外国人旅行者等の情報入手に関する緊急対策	近年の豪雨等の災害の頻発、激甚化も踏まえ、外国人旅行者等がウェブサイトやSNS等を通して、鉄道の運行情報等を手でできるよう、新幹線の全駅、全車両に無料Wi-Fiサービスを提供する。	新幹線全108駅 新幹線全車両	2020年度まで	災害時においても、訪日外国人旅行者等がウェブサイトやSNS等を通して、鉄道の運行情報等を手でできる環境を確保するため、新幹線の全駅、全車両に無料Wi-Fiサービス環境を整備	鉄道事業者	国土交通省